

古代

第一章 律令制以前の北河内地域

第一節 ヤマト政権と河内地域

一 ヤマト政権と北河内の開発

ヤマト政権と 四世紀末から五世紀にかけて、ヤマト政権の大王（倭五王）墓と考えられる巨大古墳が奈良古墳群の移動

良盆地の佐紀古墳群（大和）から大阪平野の古市・百舌鳥両古墳群（河内）へ移動している。

この解釈をめぐって大きく二つの見解が存在する。第一はヤマト政権が難波や河内に進出したとする説であり、記・紀の所伝にもとづいて、朝鮮半島に勢力を伸ばしたヤマト政権は大陸との交通の便という政治・外交的事情や、河内平野の治水・開発が進んだという経済的事情などをその理由とする。第二は、ヤマト政権とは別系統の勢力による河内政権の成立ととらえる説であり（直木孝次郎「河内政権と難波」『新修大阪市史』第一巻 一九八七年）、後者の説がしだいに有力となりつつある。

河内政権の 記・紀の伝承には史実と考えられないものが多いが、和風諡号（漢字二字の天皇の名に対して、

成立根拠 それ以前からある和風の名）の分析から、応神以降の天皇の多くは、その実在性が認められて

いる。応神・仁徳朝に河内政権が成立したとする根拠の第一は、和風諡号の変化に着目すると、崇神から仲哀^{あひ}まではイリヒコ、タラシを称号とし、応神以降は大局的にワケを称していることから、応神・仁徳朝には



写真1 河内の巨大古墳(百舌鳥古墳群)
国土地理院撮影空中写真(1999年撮影)

新しい政治権力が大阪平野に台頭し、その政権を支配する王たちの墓が中期の大古墳であるとする。第二は、応神の子とされる仁徳は治水の功績も大きく仁慈あふれる聖天子とされ、応神、仁徳ともに始祖的性格の強い王であった。第三は、五世紀以降、大王のもとで職務を分掌した連を姓とする大伴・物部・中臣・弓削などの豪族には河内を本拠とする氏族が多いことである。

河内政権の成立基

盤と北河内の開発

大阪平野に流れ込み、肥沃な土を運んで大阪湾に注ぐ大きな川に大和川と淀川がある。河内政権が成立するためには両河川を支配することが必要であった。大和川については、奈良盆地南西部の葛城氏と結んで大和川中・下流の支配権を入手し、淀川については、婚姻関係の伝承から淀川水系に関わっていた応神が権力を確立する過程で、二人の異母兄弟と戦って、これを滅亡させている。河内政権は、両水系と大阪平野を基盤として、難波・住吉などの津を支配し、大阪湾から瀬戸内海方面

にかけても勢力を伸ばしていたと考えられる。つまり河内政権は、淀川水系と大和川水系の合流点である難波を中心とし、大阪平野と大阪湾周辺を基盤とする勢力によって樹立された自生の政権であると推定できる。このような河内政権の成立事情を考えれば、五世紀後半から六世紀と推測される茨田堤の築造と屯倉みやけの設置は、河内政権の存立に必要な淀川水系を支配するという役割を果たしていたといえる。

二 茨田堤の築造

茨田堤の 『日本書紀』仁徳天皇十一年条に茨田堤の築造に關して次のように記されている。

築造伝承

夏四月十七日、天皇は「この国はなが雨にあえば海潮が逆流して洪水の被害が大きいので、河

水が海に通じるようにし、逆流を防いで、田宅を守れ」と命じた。冬十月に、宮の北を掘り、南の水を引いて西の海に流し、それを堀江といった。また北の河の洪水を防ぐため茨田堤を築こうとしたが、築いてもすぐ壊れる難所が二カ所あった。そのとき天皇の夢に神が現われ、「武藏の人である強頸こわびと河内の人である茨田連まんたのむらじろもこ 衫子の二人を河伯にささげよ」と言った。そこで二人を探し出して河神にささげたところ、強頸は泣き悲しみながら水に没し、かくて一カ所の堤が完成した。だが衫子は、匏たわ二箇をもつて、塞ぐことの難しい箇所の中に投げ入れ、「この匏を沈めるならば、本当の神だと認めてみずから水の中に入るが、もし匏を沈めることができなければ、自然に偽りの神であることがわかる。」と言った。そのとき、飄風つむじが吹いて、匏を沈めようとしたが、沈まなかったので、衫子は死なずにその堤も完成した。時の人は、その二カ所を名づけて、強頸の絶間たえま・衫子の絶間といった。この年、新羅人が朝貢したので築堤の役につかった。

この説話では、人が神々を屈服させたという他の説話と違って、ウケヒという神の意志の真偽を確認する不遜な作業が行われたことが重要である。衫子が河神を偽りの神であると見抜いた背後には、河神が茨田連氏の祀る神であり、それが真の神であるならば自分に祟るはずがないという確信があったからで、偽りの神は風神であると考えられる（松尾光「茨田堤上のウケヒ」高岡市万葉歴史館編『水辺の万葉集』笠間書院 一九九八年）。



写真2 茨田堤碑（太間町）

この伝承には、茨田連杉子が神を制した、一種のトリックの道具として匏がみえる。匏（瓢）はひょうたんの類であるが、日本の古代の文献には稀にしかみえない。一方中国古代の文献によれば、比較的豊富に見出されることから、この伝承は中国の文物に習熟する渡来人たちが生み出したものと考えられている（吉井巖「茨田連の祖先伝承と茨田堤築造の物語」『天皇の系譜と神話』二 塙書房 一九七六年）。

茨田堤築造の労働力

本伝承には、朝貢した新羅人を役にたつかって茨田堤を築造したとあり、『古事記』仁徳天皇段には「秦人を使役して茨田堤及び茨田三宅を作った」とみえる（三卷一四頁）。秦氏は辰韓

（新羅）の遺民と考えられるので、新羅系渡来人が築造に動員されたことになる。このことは、匏や河伯という中国的な知識が伝承の背後に存在したことに符合する。また『和名類聚抄』（十世紀成立。以下、『和名抄』）には河内国茨田郡幡多郷があり、秦氏とその民が居住したと思われ、このような記述は秦氏が茨田堤築造に深く関わっていたことを想定させる。

茨田杉子と 築堤にかかわった人物として河内と武蔵の人の名が象

武蔵強頸 徴的に見えている。五世紀後半のワカタケル大王（雄

略天皇）銘鉄剣が武蔵国埼玉郡より出土しているので、遅くとも五世紀後半までには武蔵国からの動員はあり得たと考えられる。では東国でもなぜ武蔵国であろうか。

(表)



(裏)



辛亥年 七月 中記 名乎獲居 臣世々為杖刀人首奉 事来至今 獲加多支鹵大王

写真3 埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘
国(文化庁)保管(埼玉県立さきたま史跡の博物館提供)

『新撰姓氏録』(以下、『姓氏録』)によると、茨田連と豊島連はともに多朝臣と同祖で彦八井耳命之後とあるように、茨田・豊島両氏の関係は密接であった。豊島連氏は豊島郡へ移住した茨田連の一分枝と考えられ(渡里恒信「茨田試考」『続日本紀研究』第三四一号 二〇〇二年)、両氏は築堤に深く関わっていたことが推測される。和名抄によると、豊島郡の名は摂津国と武蔵国とに見えることから、伝承に武蔵国が現れるのは偶然ではなく、豊島連が同族の支配下にある武蔵国の豊島郡域の部民を引率したことに由来するのであろう。武蔵人強頸は、後進国としての東国を代表する人物であるとともに、豊島連の茨田堤築造参加の事実を物語る人物であった(前掲「茨田連の祖先伝承と茨田堤築造の物語」)。茨田築堤工事は、茨田連氏とその同族の豊島連氏、および先進的土木技術をもつ秦氏を中心として、王権の主導のもとに実施されたのであろう。

茨田堤築造の時期については、大別して①五世紀初めの仁徳朝、②五世紀後半から六世紀初頭、③造の時期 七世紀の推古朝ないし孝徳朝の三つの説に整理できる。これらのうち、②五世紀後半から六世

紀初頭とする説がもっとも妥当であると思われる。その根拠の第一は、畿内の古墳から出土した副葬品の技術的發展を検討すると、当時の日本の技術力はかなり低く、したがって五世紀後半に至るまでは進んだ土木

技術を駆使しての築堤・用水工事はなし得なかった。五世紀後半に至って朝鮮三国からの移民集団の進んだ技術力によって築堤・造池などの工事が初めて可能となったことである（文史衛「朝鮮三国の移住民集団による畿内地方の開拓について」『歴史学研究』第三七四号 一九七一年）。第二は、考古学的成果から、茨田堤は五世紀末から六世紀初頭にかけての淀川自然堤防上とその周辺の古代河内湖北岸低地の開発に比定されることである（瀬川芳則「茨田屯倉の大溝と古墳」森浩一編『考古学と地域文化』同志社大学考古学シリーズ刊行会 一九八七年）。

堀江の開削

と茨田堤

第三は、堀江の開削との関連である。五、六世紀の河内平野の中央には河内湖が存在し、伝承にみえる「南水」と「北水」、すなわち東南からの旧大和川と東北からの旧淀川とはともに河内湖へ流入しており、大雨が降ると洪水をおこしやすかった。そのため溢水いすいを排除し洪水を防止するには両者を同時に制御しなければならないという技術的観点から、茨田堤の築造と堀江の開削とは同時に施工されたと考えられる（角林文雄「難波の堀江・茨田堤・恩智川」横田健一編『日本書紀研究』第十冊 塙書房 一九七七年）。堀江の開削やそれに連動した難波津の成立時期については、文献のほか考古学、歴史地理学の各分野からも検討されており、難波地域全体の開発という観点から、五世紀後半から遅くとも六世紀初頭、つまり雄略朝から継体朝には茨田堤とともに完成していたとするのが妥当であろう。

想定茨田堤

の概略図

茨田堤の比定地については、近世以来多くの説が出されているが、その場所の確定は困難であり、決定的な説が出されていないのが現状である。それらの説を整理すれば、①淀川本流左岸説、②淀川分流（南流）左岸説、③淀川の本流・分流説の三つに大別できるが、想定される北河内地域の景観をもとに、『日本書紀』仁徳天皇十一年条の記述にある淀川の洪水・溢水を防ぎ水路を確保するとい



写真4 伝茨田堤跡（門真市）

三年（一九四八）の米軍撮影の空中写真や明治の仮製二万分の一の地形図から読み取れる。平池あたりで寝屋川と古川の合流が想定され、その後南流は寝屋川と古川に分かれる。淀川本流左岸のBの部分には自然堤防が連続して点在し、守口市大庭北遺跡の存在から、それらを繋いだ築堤が想定される。河内湖北岸全域の洪水を防ぐには、淀川本流に対するBの堤はやはり必要であろう。なお「茨田堤」を古川と淀川にはさまれた地域（中世の河内十七ヶ所）を囲む堤であるとして、淀川南流の右岸にも築堤されたとする説があるが（吉田靖雄『行基と律令国家』吉川弘文館 一九八七年）、淀川南流の右岸には築堤はなされていなかったと思われる。

その理由は、平池に面する南流右岸の地に「茨田池」が比定され（上遠野浩一「茨田堤」の比定地について）『歴史地理学』第二二〇号 二〇〇四年）、またその下流域には大庭大窪湿地が展開しているように、広範な低湿地が続く地域であるため、あえて右岸には築堤が必要とされなかったのではあるまいか。

以上の想定は、式内社の分布からも推測できる。茨田郡には堤根神社（門真市宮野町）をはじめ五社、また讚良郡には高宮神社をはじめ六社の計十一の式内社が存在していた（三卷一二四～五頁）。淀川本流左岸には茨田郡の意賀美神社、津嶋部神社、高瀬神社が立地する。とくに津嶋部神社は堤の存在を想定させる守口市大庭北遺跡に隣接している。一方、堤の守護神であり、淀川の治水神を祀ったとされる堤

根神社をはじめとして、他の神社はすべて南流左岸に立地し、南流右岸に立地するものはない。伝統ある式内社の立地する場所は本来水害を受けない高燥地か、あるいはその脅威が除去されている場所、すなわち堤防によって守られている場所となる。つまり、式内社の分布する淀川本流左岸は堤防A、Bにより、また南流左岸は堤防Aにより、それぞれ洪水の脅威から守られていたのであろう。

三 茨田屯倉の設置

屯倉は多様

屯倉は三宅、御宅、官家とも表記され、ヤマト王権領有のミタ（屯田）を原型とし、田地、

な用益地

館舎・倉庫、耕作民を不可分の要素として成立した概念であり（鎌田元一「屯倉制の展開」『律

令公民制の研究』塙書房 二〇〇一年）、山林・採鉄地・鉦山・塩浜・塩山・港湾・軍事基地・漁場・牧場・狩場など多種多様な土地を含むことが明らかになってきている（彌永貞三「大化以前の大土地所有」『日本古代社会経済史研究』岩波書店 一九八〇年）。

茨田屯倉

茨田屯倉は茨田堤と同時期に設置されたと考えられる。茨田屯倉の最近の研究によると、水田をはじめ、御厨・葦原・蔣沼・牧・氷室などの多様な用益地の結合体であるという（鷲森浩幸

「屯倉の存在形態とその管理」『日本古代の王家・寺院と所領』塙書房 二〇〇一年）。茨田屯倉の所在地と推定される古川・寝屋川周辺の低湿地には、いくつかの王家の用益地、すなわち中務・宮内省系の所領が集中して分布するが、このような所領群は偶然ではなく意図的な設置、つまり屯倉に由来すると考えられるのである。

御厨
まず赤江御厨みくろやは、天長八年（八三二）に廃止された（三卷一八〇頁）。御厨は皇室へ魚貝類などを供給する皇室領で、宮内省内膳司に属した。赤江は現在の大東市赤井に比定されている。

葦原
つぎに茨田葦原では、駆使くし丁ちやうを使って鋪設の材料を作殖していた（三卷三六頁）。茨田葦原は後の掃部寮大庭庄（御野）と考えられ、現在の守口市大庭町付近である。この付近は、淀川本流のかにもんかにもん

東方で、かつ淀川南流（古川）の西方に位置し、その自然堤防の背後のきわめて低湿な土地であり、大庭・大窪湿地帯と称されている低湿地の一部である。また掃部寮は蔣沼を茨田郡に所有し、蔣まよ・菅すけ・莞がまなど敷物の材料を生産していた（三卷一三七頁）。その位置は茨田葦原の一部かそれに近接する大庭・大窪湿地帯付近に想定できる。

馬飼
つぎに馬牧や馬飼集団の存在していたことは、『日本書紀』天武天皇十二年五月条で連を賜姓された沙羅羅馬飼さらかうまかいのみやうし造うのや菟野馬飼造ら伴造氏族の活躍から知られる。沙羅羅は讚良ざんらであり、菟野

は欽明天皇二十三年七月一日条に見える「河内国更荒郡鷓鴣野うづら邑」であろうから（三卷二五頁）、ともに讚良郡内に存在したと思われる。『日本霊異記』（中卷四二）には「河内国更荒郡馬甘里」がみえる（三卷五七頁）。

水室
水室みづむろについては、『延喜式』主水司運水条から讚良郡に存在したことが確認できる。平城宮跡から表に「更浦水所□」裏に「養老□」と書かれた木簡が出土しているが（三卷一四六頁）、「更浦」

は讚良のことであり、所在地は四條畷市の室池あたりと推定され、養老年間（七二七～二四）には讚良郡に水室が存在していた。水部や水連の存在から、主水司の前身をなす機構が成立していた可能性が高く、讚良郡の水室は六世紀頃には茨田屯倉の中に成立していたと推定される。

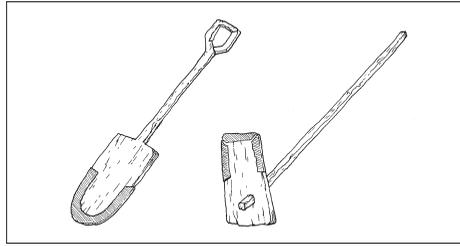


図2 U字型鋤
鬼頭清明『古代の村』岩波書店 1985年より転載

水田

最後に水田に関しては、『日本書紀』仁徳天皇三年九月条に初めて茨田屯倉を立てて「春米部」を定め（三卷一六頁）、また宣化天皇元年五月条にも茨田屯倉などの穀を那津官家に輸送するよう命じているから（三卷一七頁）、茨田屯倉には水田が存在し、それが屯倉の中核部分を構成していたことは確かであろう。広範囲な堤の想定位置から、水田は図1の堤Aから枚方丘陵・生駒山地に至る東側を中心とした地域と、堤Bの東側に続く後背湿地の一部に展開していたと考えられる。茨田屯倉の水田（御田）は、大宝令では皇室供御のための屯田（養老令では官田）に吸収され、のち『延喜式』では、宮内省経営の八町と国司経営の一〇町に減少していた（三卷四二頁、一二七頁）。

田部と鑿丁

茨田屯倉は水田をはじめ、御厨・葦原・蔭沼・牧・氷室などの多様な用益地の結合体であり、その労働力も多様であった。仁徳天皇十三年九月条によると、米を舂くことを職掌とする春米部が屯倉に居住し、御厨には雑供戸として江人が存在していた（三卷一四三頁）。さらに葦原・蔭沼での駆使丁・刈運夫、牧場の馬飼部、氷室の水部等も屯倉を支えた労働力であった。

屯倉の中核となる田地の労働力として田部や鑿丁と呼ばれる存在が知られる。田部とは、屯倉に所屬して田地を耕作する職業部民であり（『国史大辞典』、『播磨国風土記』揖保郡枚方里条によると、同地の開墾に筑紫の田部を召して開墾させたとか、河内国茨田郡枚方里の漢人が来たという伝承がみえる。漢人は、そ

の地名から茨田屯倉との関係が想定できるので（館野和己「畿内のミヤケ・ミタ」『新版古代の日本』第五卷近畿 I 角川書店 一九九二年）、茨田屯倉での先進技術を所持した渡来人であったと思われる。鋺丁は豪族の提供する臨時の徭役的労働力であると理解されているが、改良されたすぐれた鉄製農具である「鋺」を使いこなせる農夫であるとする説も出されている（直木孝次郎「難波の屯倉」『難波宮と難波津の研究』吉川弘文館 一九九四年）。

屯倉の管理

茨田屯倉の管理に関与した氏族として、第一に屯倉と同じ地名を氏の名とする茨田連氏、第二に秦氏と茨田勝氏、第三に春米部氏、江首氏、沙羅羅馬飼造・菟野馬飼造氏、水連氏らの、三つのグループが指摘されている（前掲「屯倉の存在形態とその管理」）。第一の茨田連氏は有力な氏族とは思われないのに、継体天皇の妃閑媛は茨田連小望の女であり、その子に茨田大娘皇女がおり、また坂田大跨王の女広媛を母とする茨田皇女もいるように、王家と婚姻関係をもったのは、屯倉の管理に当たったことが関係しているであろう。第二の秦氏については、『古事記』仁徳天皇段に秦人を役して茨田堤と茨田屯倉造ったとあり、茨田郡に幡多郷があるので、秦氏が現地に居住して屯倉の管理に当たっていたと考えられる。勝姓の者は秦氏の地方的基盤となった多数の秦部の管理者とされているので（八木充『律令国家成立過程の研究』第一編第一章「地方政治組織の発展」塙書房 一九六八年）、茨田勝氏は秦氏のもとで秦部を管理していたのであろう。茨田勝氏は、茨田堤築造伝承に見えないことや、屯倉経営には渡来系氏族のかわることが多いこと等から、もっぱら茨田屯倉の管理を職掌としていたものと推定される。第三の職名を名とする各氏族については、それぞれの職務を担当する部民を管理し屯倉に仕えていたと思われる。江人を統率する伴

造氏族である江首が『新撰姓氏録』の河内国のみに記載されているのは、淀川や河内湖などの広大な領域が五、六世紀より江人の活動する主要な場であったことによる。

河内・難波地域の開 茨田屯倉は兵糧となる穀物に恵まれ、騎馬軍事力の補給源となる馬牧を含み、王権発と茨田屯倉の機能 の軍事政策を支える重要拠点として機能していたと思われる。難波から淀川を遡行

すれば近江・北陸・東国へとつながる淀川水系の要衝を占め、国内支配の重要拠点でもあった。

茨田屯倉は対外関係においても重要な位置を占めていた。屯倉の穀を那津官家へ輸送するよう命じた『日本書紀』宣化天皇元年五月条によると、伊賀・伊勢・尾張の屯倉の穀についてはそれぞれ当該地方の豪族が輸送の責任者となっているのに対して、茨田屯倉の穀は九州の阿蘇乃君が担当しているが、それは茨田屯倉と那津との強い結びつきを示唆するものといえよう。筑紫・肥・豊三国の屯倉の穀を那津の口に集めさせることを命じた後半の記事には「非常に備」えると明記しているので、そこには軍事的に緊迫する事態も想定されていたであろう。五世紀末から六世紀以来、難波は外交政策展開の重要拠点であり、難波と結びついた茨田屯倉は対外軍事行動に向けての兵站基地の機能を果たしていたといえる。堀江の開削と茨田堤築造に代表される河内・難波地域開発の契機は、朝鮮(高句麗)への外征ルート構築を重要課題としていた倭王武、すなわち雄略朝の外交政策にあったと考えられる。



写真5 四條畷市葺屋北遺跡出土 古代の馬の骨格
(大阪府教育委員会提供)

四 河内の馬飼

馬、絵馬 平成十四年(二〇〇二)、本市高宮・小路地区から、多数の墨書人面土器・製塩土器と共に、馬

の出土 の頭骨や人形、斎串、木簡、絵馬など木製品を多く含む奈良時代後期から平安時代初頭に属す

る河川(溝)跡が検出された。本市域には、讚良郡条里遺跡、長保寺遺跡、池田西遺跡、楠遺跡、高宮八丁遺

跡等の遺跡で、馬骨・歯が多く出土している(大阪の部落史委員会編『大阪の部落史』第一巻史料編 二〇〇五年)。

いずれも五世紀前半から六世紀後半の古墳時代を中心にしたもので、一部奈良・平安時代、さらには室町時

代にいたるものも含まれている。また本市堀溝に隣接した四條

畷市大字 葺屋と砂に所在する葺屋北遺跡から、平成十四年、

古墳時代中期(五世紀後半)に遡る馬の全身骨格が良好な状態

で発見された。これ以外にも土坑から馬の頭骨部分や推定一五

〇〇個もの多量の製塩土器が発見され、北部の溝からは土器に

混じって馬の骨や歯がばらばらの状態で発見されている(大阪

府立近つ飛鳥博物館編『平成16年度秋季特別展 今来才伎―古墳・飛鳥

の渡来人―』二〇〇四年)。良馬の飼育には多量の塩が必要であ

り(養老鹿牧令鹿細馬条)、馬皮革の鞣や保存にも塩は使用され

ていた(『延喜式』内匠寮御带条)。河内湖畔は、大阪湾より濃縮

された海水を船で運搬して製塩を行うのに容易な立地を占めて

第一節 ヤマト政権と河内地域

表1 日本書紀にみえる河内馬飼

| | |
|---------|--------------------|
| 履中 5 年 | 河内飼部等 |
| 継体 元 年 | 河内馬飼首荒龍 |
| 同 23 年 | 河内馬飼首御狩 |
| 同 24 年 | 河内母樹馬飼首御狩 |
| 欽明 22 年 | 河内馬飼首押勝 |
| 天武 12 年 | 川内馬飼造、娑羅々馬飼造、菟野馬飼造 |

いたことが（瀬川芳則・中尾芳治『日本の古代遺跡』11大阪中部 保育社 一九八三年）、河内の馬飼を支える条件となっていたのであろう。本市の南東部から四條畷市にかけては、馬に関連する遺跡が集中しており、馬飼集団の存在が想定できる地域である。

関連記事と馬飼の本拠地 『日本書紀』には表1のように「河内馬飼」関連の人物が散見され、河内国には古くから馬飼集団が居住し、茨田屯倉

を構成していたと考えられる。「河内馬飼首」は馬の飼育・調習と貴人の從駕等を職掌とし、河内の馬飼部の伴造氏族であらう。表1によると、河内馬飼氏

の姓は欽明朝までが「首」であったのが、天武朝以降は「造」に改められている。左右馬寮所管の飼部に飼造戸、馬甘造戸など「造」のついた名が見えるのは、馬飼部が馬官に直属する令前の遺制を反映したものであり、それは大化以降に馬飼部自体が官司制に組みこまれた結果であらう（本位田菊士「河内馬飼部と倭馬飼部」田村圓澄先生古稀記念会編『東アジアと日本』歴史篇 吉川弘文館 一九八七年）。

天武天皇十二年条には「川内馬飼造」とともに「娑羅々馬飼造」、「菟野馬飼造」への賜姓記事がみえ、河内馬飼氏の本拠地が推測できる。娑羅々は『和名抄』にみえる河内国讚良郡の地名に由来する。また継体天皇二十四年九月条にみえる「河内母樹馬飼首」の「母樹」は、神武天皇即位前戊午年四月九日条にみえる「母木邑」と同じで、東大阪市豊浦町付近といわれている。東大阪市は古くは讚良郡枚岡郷の地であり、「河内母樹馬飼首」も讚良郡に本貫をもつ豪族であらう。「川内馬飼造」の本拠地は不明であるが、河内郡の可能

表2 左右馬寮飼戸の分布

| 国名 | 右京 | 山城 | 大和 | 河内 | 摂津 | 美濃 | 尾張 | 計 |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|
| 左馬寮 | 0 | 6 | 40 | 108 | 0 | 3 | 9 | 166 |
| 右馬寮 | 3 | 5 | 49 | 51 | 16 | 3 | 0 | 127 |
| 計 | 3 | 11 | 89 | 159 | 16 | 6 | 9 | 293 |

性が高い。河内郡を本拠地とする河内直氏は、「河内母樹馬飼首」を通じて馬飼部を管掌したと思われる（『枚岡市史』第一巻 一九六七年 一一四頁）。後世の飼戸の国別分布状況によると、表2のように、河内が圧倒的であり（三卷一四九～五〇頁）、また「公私の牧野は河内国の交野・茨田・讃良・洪河・若江の各郡、摂津国の嶋上・嶋下・西成の各郡の河畔の地にあり」とする昌泰元年（八九八）の太政官符（三卷一二二頁）の記述からも、『日本書紀』の伝承は実態を反映したものと考えられる。

では、なぜ河内が馬飼の分布の中心となったのであろうか。その理由として政治的な事情が考えられる。すなわち乗馬の風習と騎兵の使用はヤマト政権の存在する畿内地方を中心として盛んになるが、それは乗馬の風習の伝来の契機となったのが朝鮮への遠征、すなわち四世紀末の騎馬戦に長じた高句麗との戦いという事情によるものであり、とくに河内に馬飼の分布の中心があるのは、河内湖畔での製塩事情とともに、馬の飼育はヤマト政権の直接の勢力下であり、河内が大陸との交通に便利な畿内の要衝の位置にあつたからであらう（直木孝次郎「馬と騎兵」『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館 一九六八年）。

馬飼は渡
来文化
馬飼は賤視されたため、「沙羅々馬飼造」「菟野馬飼造」等の伴
造氏族は、のち氏族名から「馬飼」を削除し、『新撰姓氏録』に

は佐良々連、宇努造、宇努連などの氏族名で登録されている。佐良々連の氏名は河内国讃良の地名にもとづいたもので、『新撰姓氏録』河内国諸蕃に「百済国の人、久米都彦より出づ」とある。宇努造のウヂナは宇奴・菟野とも書き、「宇努首と同じき祖。百済国の人、弥那子富意弥の後なり」とみえ、大和国諸蕃の宇奴首の一族とされる。また宇努連は同書の河内国未定雑姓に「新羅皇子金庭興の後なり」（以上、三卷二五・二六頁）とあり、新羅系馬飼も存在していたらしい。欽明天皇二十三年七月条（三卷二五頁）から「更荒郡鷓野の」に「新羅人」のいたことが知られるので、当地に宇努連が居住していた可能性が高い。その他の馬飼氏のうち、川内馬飼造氏で「馬飼」を削除したと思われる河内造氏は、『新撰姓氏録』河内国諸蕃に「春井連と同じ祖で、慎近王の後なり」とあり、いずれも渡来系氏族である。応神天皇十五年八月条には王仁の渡来伝承に関連して馬の貢上記事が見え、雄略天皇九年七月条にも有名な百済系の田辺史伯孫の換馬伝承がみえる。これらの伝承は河内国と騎馬・馬匹文化との深いかわりの中で形成されたものであろう。

河内の馬飼

と雄略天皇

五世紀前半、馬が飼育されるようになり乗馬の風習も生まれたが、普及するようになるのは五世紀末以降とされている（小林行雄「上代日本における乗馬の風習」『古墳時代の研究』青木書店 一九六一年）。近年、生駒北部西麓の四條畷市の全域を中心とした一帯では、五世紀後半から六世紀代のほとんどの遺跡から馬歯・馬骨・陶質土器・韓式系土器・製塩土器が発見されている。このような考古学的知見から、河内の馬飼部は五世紀後半の雄略天皇の時代には茨田屯倉を構成する組織として設置されていたと考えられる。先述した田辺史伯孫の換馬伝承を初めとして馬に関する伝承が多いことから、雄略朝には乗馬の風が盛んとなり、騎兵隊の編



写真6 和歌山市大谷古墳出土の馬首
国（文化庁）保管（国宝）
（和歌山市立博物館提供）

成も進んでいたであろう。雄略天皇はみずから倭王武と称し、軍事的専制的性格の強い天皇と考えられるが、その背後には、騎兵の武力があった可能性が考えられる（前掲「馬と騎兵」）。朝鮮への遠征においても騎兵の活躍が知られる。雄略天皇八年条には、かしたのちのみ膳臣の軍が奇襲をかけ歩兵と騎兵とで高麗軍を挟み打ちして撃破したとあり、また同九年条には、紀大磐宿禰が新羅征討の將軍となって朝鮮にわたり、轡くわを並べて進軍したとの所伝がみえる。紀氏の本拠地に位置し、しかも築造年代が五世紀後半すなわち雄略朝前後と推定される和歌山市大谷の大谷古墳から、戦闘用の馬首・馬甲を含む多くの優秀な馬具が武器類と共に出土している事実から、紀大磐の乗馬進軍は単なる祖先伝承として退けるわけにはいかない（前掲「馬と騎兵」）。河内の馬飼部は、このような国内外での軍事行動を支える騎馬軍事力の基盤の一つとして雄略朝において設置されたものと思われる。

継体・欽明朝

と河内の馬飼

記・紀によれば、武烈天皇崩御の後、王統が断

絶し、応神天皇五世孫と称する継体天皇が畿外

から擁立されて王位を継承し、新王朝を開いたとある。この時河

内馬飼首が継体の即位に貢献したという伝承は史実に基づいてい

たものと思われる（水谷千秋「日本書紀継体天皇即位条の研究」横田

健二編『日本書紀研究』第十八冊 塙書房 一九九二年）。「河内馬飼

首荒籠」の根拠地は生駒西麓から河内湖畔にいたる地であり、枚

方市楠葉の南方にあたる。このことから、継体天皇が大和に進出



写真7 福井市足羽山山頂の継体天皇像(明治17年造立)
(福井市教育委員会提供)

河内など畿内の馬飼はヤマト政権の騎馬軍事力の基盤となっていたのであろう。

するにあたり、まず樟葉宮(楠葉)に入ったのは、その当時、もっともさかんな馬の飼育地であった北河内や中河内を掌握することが目的の一つであったと思われる(森浩一『図説日本の古代』第五巻古墳から伽藍へ中央公論社 一九九〇年)。馬飼首氏は、継体から欽明朝にかけての頻繁な朝鮮への軍事行動においても馬飼の補給を担当するなど軍事・外交に深く関わっており、

五 河内の県主と国造

河内の県主

大王は河内地域を支配するために、その地域の代表的な有力豪族を県主あがたぬしに任命し、県主を通じて地域支配を行った。県主とは大王家の家政に直接に隷属して、そのための必要な諸物

資や労働力の供給にあたった。このような関係は五世紀に始まっており、大和の六御県を始めたとして畿内地域に数多くの県主が存在した。史料にあらわれる河内国の県主として、志幾しき(後の志紀郡)、紺口こむく(後の石川郡)、三野みの(後の若江郡・河内郡)、茅渟ちぬ(後の和泉郡・大島郡)の各県主がおり、河内国は大和について県主の多い地方であった。茨田地域にはこのような県主が存在しなかったのは、当地域は古くより洪水が多く開発が困難であり、有力豪族の成長が見られなかったからであろう。

凡河内国造と

その地域支配

六世紀中葉、筑紫磐井の反乱の鎮定後に、大王を中心とした畿内勢力が新たな全国支配の体制としてはじめたのが国造制であると考えられている。国造は、その地域の伝統的権威

をもつ有力豪族が任命され、その地域の政治的・軍事的・宗教的な支配権を大王から認められ、支配下の民衆に課せられる各種の物的・人的な貢納義務を負う存在であった。茨田地域を含む河内地方には凡河内国造が置かれ、その領域は河内・和泉・摂津を合わせた広大な地域であった。国造には凡河内直（凡河内忌寸）氏が任ぜられ、河内の志紀地方を拠点として河内の支配に当たっていた。ウヂナの「凡（おおし）」には「押し統べる」、つまり統轄するという意味があり、「凡河内」の名には河内をウヂナにもつ渡来系氏族を統轄するという意味も含まれていたと思われる。奈良時代には、凡河内忌寸石麻呂が神祇行政にかかわる新国造として「摂津国造」をつとめているように（三巻四〇頁）、凡河内直氏の本来の根拠地は西摂津の地域であった。西摂の同氏が河内国造になったのは、同氏が難波から一日行程にある「務古水門（むごのみかど）」（現在の神戸港）を支配下におく氏族であり、ヤマト政権による西方への海上交通に大きな影響力を持っていたからであろう（吉田晶『日本古代国家成立史論』第六章 東京大学出版会 一九七三年）。

国造軍と馬飼

渡来系氏族である河内直（連）の本拠地は河内国河内郡であり、本拠と考えられる旧枚岡市の山畑古墳群の被葬者は河内直氏の一族に比定されている。とくに馬具関係の副葬品の

多いことから、文献にみえる河内母樹馬飼首との関係が想定され、河内直が河内母樹馬飼首を通じて馬飼部を管掌したのではないかと推定される（前掲『枚岡市史』第一巻本編）。欽明天皇二年七月条によると、河内直（三巻二三頁）は安羅の「日本府」の上級官人として朝鮮での軍事外交に活躍している。河内国造に統轄さ

れていた河内直は軍事的緊張の続く朝鮮に単独で官人として渡ったとは考えられず、河内母樹馬飼首やその支配下の騎馬とともに河内の国造軍も同時に動員されていた可能性が高くなる。欽明天皇条にはヤマトの百濟救援軍の中に「筑紫」や「倭」の国造が騎兵として活躍している記事がみえる。これらの軍隊は国造軍と呼ばれて外征軍での重要な部分を占めていた（岸俊男「防人考」『日本古代政治史研究』塙書房 一九六六年）。

第二節 中央集権体制への動き

一 推古朝の政治

隋帝国の形成と 五八九年、中国は隋の文帝により統一され、強大な統一帝国が出現した。隋の膨張的な

推古朝の成立

対外政策は、東アジアの諸国に大きな衝撃を与え、周辺諸国は外交・内政で対応を迫ら

れることになった。ヤマトでは蘇我氏が渡来人の知識と技術を利用して台頭し、大伴氏の没落後、蘇我馬子は物部氏を滅ぼして官僚機構の頂点に立つ大臣として政権を独占し、国政の代表者としての側面を帯びてきた大王と対立して、ついには崇峻天皇（大王）を殺害した。事件の後、朝廷では先帝敏達天皇の皇后で蘇我氏とも関係の深い豊御食炊屋姫を即位させ推古天皇とし、用明天皇の皇子厩戸皇子（聖德太子）を皇太子として摂政に任じて天皇の政務を総覧させ、大臣蘇我馬子とともに国政にあたる体制をとった。これは大王と蘇我氏の対立を回避し、内外の危機的情勢に対応して国政の改革を行うための措置であった。

遣隋使と国内

体制の整備

五六二年の任那滅亡後、中国との関係は途絶したが、隋帝国の成立を機に、朝廷は外交方針を転換し国交を再開して遣隋使が派遣されることとなった。その遣使の特色は、中国皇帝の臣下になるというのではなく、中国王朝の秩序の外に立ち、朝鮮諸国からの朝貢をうける極東の小帝国としての地位を認めさせようとするものであった。高句麗遠征に悩む隋は、高句麗の背後を牽制する日本の存在を重くみてこれを容認した。以後ヤマトの支配層は、律令制をはじめとする中国の制度・文物を摂取し、その支配体制の強化をはかった。この時期、ヤマト政権の支配体制は完成した。中央の政治機構は、大王・大臣のもとに中央有力豪族が大夫として朝政に参加し、伴造は品部をひきいて職務を分担するなど官制的な整備が進み、六〇三年には冠位十二階が、翌年には十七条憲法が制定された。地方支配の体制として国造制も一層の発展をみせ、この時期に完成する。推古朝の政治体制は官司制的な整備が進んだことで、中央集権体制への第一歩をふみ出したものであった（笹山晴生『日本古代史講義』東京大学出版会 一九七七年 九〇―一〇〇頁）。

二 「大化の改新」と難波宮

東アジア情勢の緊迫

と改新クーデター

中国では隋が高句麗遠征で民衆の疲弊を招いたことで反乱がおこり、六一八年、煬帝が殺害され滅亡した。かわって唐が建国し、周辺への威圧を強化したため、朝鮮三国はそれぞれ権力の集中化を図り、相互の緊張・対立も激化した。ついに六四五年には唐による高句麗進攻が開始され、半島情勢は緊迫の度を高めた。このような緊迫した情勢に対応してヤマトでは、蘇我入鹿が



写真8 鹿の首塚
（南北朝時代の五輪塔
奈良県明日香村）

威を感じ、蘇我氏と対立していた中大兄皇子（後の天智天皇）と結び、六四五年、蘇我蝦夷・入鹿を滅ぼした（乙巳の変）。

大化改新の 蘇我本家の滅亡後、皇極天皇の弟が即位して孝徳天皇となり、中大兄皇子が皇太子となつ

て改新政治が開始された。政府の機構は、政務執行機関として左右の大臣がおかれ、中臣

鎌足が内臣に、また唐から帰朝した僧旻・高向玄理らが国博士に任命され、皇太子中大兄が諸機関を統轄するという体制であつた。同年、大化の年号が制定され、難波長柄豊碕宮への遷都が行われた。難波の地は、古くから海上交通の要衝であり、前代から外国使節接待のための施設が設けられていたので、ここに大規模な宮が営まれることになった。翌年、いわゆる改新の詔が発布され、豪族の田荘・部曲を廃止して公地公民制への移行をめざす政策が示された。全国的な土地・人民の調査、統一的税制の施行が目指されるなか、地方行政組織の「評」が各地に設置され、中央の官制も整備された。『日本書紀』に載せる改新の詔には後の知識によって修飾された部分があるが、公地公民制に向けての政治改革の基本方針が発布されたことは、ほ

権力の集中を図り、六四三年、聖徳太子の子山背大兄王を襲つて自殺させた。当時、中国に渡つた留学生・学問僧らがあいついで帰朝し、唐の律令制度についての知識がもたらされ、唐にならつて公地公民制を基礎とした君主制的な官僚支配体制を急速に樹立しようとする動きが高まつてきた。このような改革派の中心であつた中臣（藤原）鎌足は、入鹿による権力集中に脅



写真9 水城跡（福岡県大野城市）
（大野城市公報課提供）

は事実として承認されている。

百済救援と白 村江の敗戦

百済の圧迫に苦しんだ新羅は唐に服属したが、高句麗は百済と連合して新羅の国境を侵したので、

新羅は唐へ救援を要請した。唐は高句麗遠征を行ったが、成果が上
がらなかったため、高句麗と結ぶ背後の百済をまず討つこととした。

一方ヤマトでは、孝徳天皇の反対を押し切って都は飛鳥に移り、孝
徳の死後、皇極天皇が再び皇位につき、齊明天皇となった。六六〇年、

百済は唐と新羅の連合軍に攻撃され滅亡した。百済の要請をうけて
出兵したヤマトの軍隊は、白村江で唐の水軍と決戦して大敗し、軍

事介入は失敗に終わった。齊明天皇が九州で病死した後も中大兄皇
子

子は引き続き皇太子のまま天皇としての政務を行い（称制）、敗戦後の対外危機を背景として、筑紫に水城を、
また西日本に山城を築き、防人を配置するなど国防を強化した。中大兄皇子は六六七年に都を近江大津宮に
遷し、即位して天智天皇となり、六七〇年には全国にわたる最初の戸籍である庚午年籍（こうんねんじやく）を作成した。

三 壬申の乱と寝屋川地域

河内での

戦闘 天智天皇が死去すると、翌六七二年、天智の弟大海人皇子（おほあまみま）（後の天武天皇）は、皇位継承をめぐつ
て天皇の子大友皇子を擁する近江朝廷方と対立して吉野で兵を挙げ、美濃に移って、ここを拠

峠道に、三隊を配置し防禦線とした。右のうち坂本臣財の軍勢は近江方が高安城にいることを聞き、少人数でこれを攻撃し占拠する。この高安城で多数の近江軍が大津道（長尾街道）と丹比道（竹内街道）を進撃してくる姿を遠望し、高安城を下り河内の「衛我河」（大和川と合流する付近の石川）を渡って攻撃を仕掛けたが、衆寡敵せず敗退する。

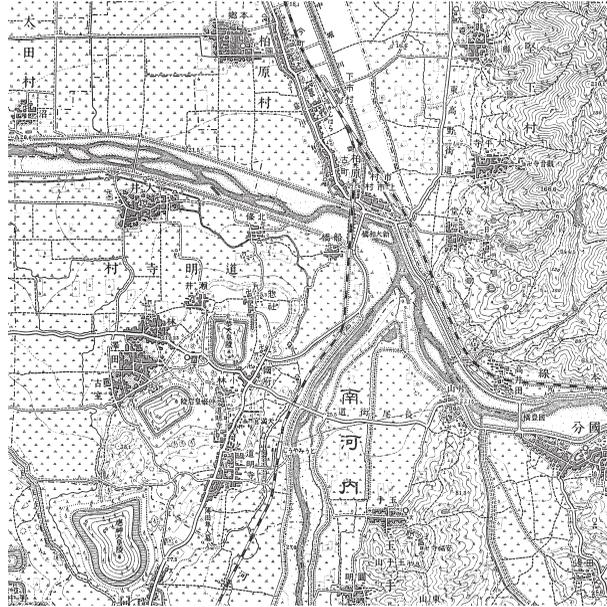


図3 衛我河（大和川・石川合流地点）付近
（明治41年測量1：2万正式地形図「古市」）

点として美濃・尾張など東国からの兵をあつめ、大和地方の豪族の協力を得て近江の大王皇子の朝廷を倒した。この壬申の乱の主戦場は近江と大和であるが、河内地域でも戦闘が行われている。『日本書紀』には、大海人皇子側について大伴吹負が倭京を奇襲し勝利を取めたことが、大和・河内の諸豪族の挙兵を促すことになり、かれらを味方とした吹負軍と河内の兵を動員した近江軍との戦いが具体的に描かれている。

近江方の軍勢が河内から大和に向って攻めてくるとの情報を得た吹負は、河内と大和を結ぶ幹線道路である大津道・丹比道の国境の

河内国司守来目

この時「河内国司守」（後の国司）来目臣塩籠は、大海人皇子側に帰順するつもりで河内

臣塩籠の動向

国の軍衆を動員していたが、近江方が到着してそのことを知ったので、塩籠は自殺した

とある。

ところで軍事動員の観点から乱の勝敗を考えた場合、大海人皇子に勝利をもたらした要因は、まず第一に不破道を押えることで美濃・尾張の東国軍を味方に付けたことであり、第二に河内の「衛我河」の戦いで彦伎史韓国に率いられた近江軍が坂本臣財らの軍を撃破したにもかかわらず、河内方面における兵士徴発の総責任者であった塩籠が自決したことで近江軍が大いに動揺し、ついには北方から大和に進撃していた大野果安軍と呼応して西方から倭古京を総攻撃するという近江側の計画を頓挫させたことである（遠山美都男『壬申の乱』中央公論社 一九九六年）。美濃・尾張・河内三国の軍事動員が乱の勝敗を分ける決定的な要因となっているが、動員の主体である国宰（国司）を任命するのが近江朝廷であれば、近江方に従うのが当然であるのに、なぜ河内国司が大海人皇子側に味方したのであろうか。

塩籠の背

「河内国司守」の来目臣塩籠が大海人側に内応した理由については、氏族の地縁や血縁関係が

後関係

指摘されているが（前掲『壬申の乱』）、土師氏、佐伯氏、紀氏、蘇我氏などのように同族であり

ながら大海人と大友の双方に分かれている事例が指摘できるので、それだけではやや説得に欠ける。

美濃には東宮大海人皇子の経済的・軍事的な基盤である安八磨評の湯沐邑があり、尾張には大海人皇子の養育にあたった大海人の同族である尾張大隅が尾張一帯の在地の有力豪族として君臨していたように、河内には大海人皇子の妃の鷓野讚良皇女（持統天皇の幼名）の名の由来となった「更荒郡鷓野邑」（『日本書紀』）

など、「鷗野」・「讃良」の地名がみえることが注目されるべきであろう（三卷二九頁）。当地域は後の令制下の讃良郡に相当し、寝屋川地域の一部を含んでいる。『日本書紀』には「娑羅々馬飼造」「菟野馬飼造」の名がみえ（三卷三〇頁）、また『新撰姓氏録』河内国諸蕃に百済系の「佐良々連」が記載されているように、当地域には渡来人が多く居住し、馬の飼育も盛んで、経済的・軍事的に重要な地域であった。皇女はここに封戸ないし所領をもっていたか（直木孝次郎『持統天皇』吉川弘文館 一九六〇年）、皇子女の名前は、その養育を担当した氏族のウヂナがつけられることが一般的であるから、讃良郡の「娑羅々馬飼造」や「菟野馬飼造」など河内の馬飼を職務とする渡来系軍事氏族が皇女の養育にあたっていたのである。乱に際し大海人皇子は、三人の舎人（とねり）を呼び、美濃安八磨評にある湯沐邑を管掌する多（おおの）臣（おみ）品治（ひなぢ）に拳兵の機密を告げ、安八磨評において兵士を徵発・動員して、「国司等に経れて諸軍を差発」するよう命じているが、このような美濃国の事例のように、かれらを通じて塩籠に対して大海人側に内応するよう説得工作がなされ、騎兵を梃子（てこ）として河内国内での軍事動員を実施した可能性が高いものと思われる。『日本書紀』朱鳥元年九月乙丑条には、天武の崩御にともなう殯宮（もがりのみや）において壬申の乱の功臣に混じって倭、河内の馬飼部造が誅（しほ）を奉（たてまつ）っている（三卷三三頁）。誅の記事は、大海人の勝利において、倭や河内の馬飼部造たちの騎馬軍事力の果たした役割が大きかったことを物語っている。

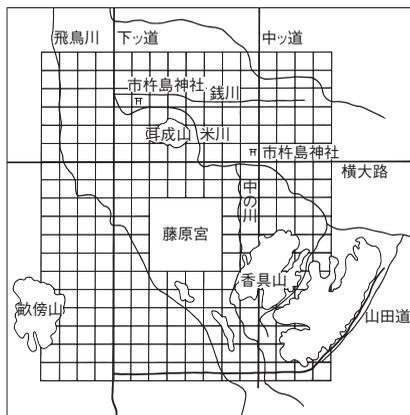


図4 藤原京図

官人の位階や昇進の制度を定めて官僚制の整備を進めた。六八四年には八色の姓やしろのかたがねを定めて豪族たちを天皇を中心とした身分秩序に編成し、飛鳥浄御原令や国史の編纂、錢貨の鑄造、中国の都城にならった藤原京の造営を始めた。

持統朝と

藤原京

天武のあとを継いだ皇后の持統天皇は、政策を引き継ぎ六八九年には飛鳥浄御原令を施行し、翌年には庚寅年籍こういんねんじやくを作成して民衆支配を強めた。六九四年には、飛鳥の地から本格的な都城である藤原京に遷都した。藤原京は、それまでの一代ごとの大王の宮とは違って三代の天皇の都となり、宮の周囲には条坊制を持つ京が設けられ、中国にならった瓦葺で礎石をもつ大極殿・朝堂院が造られるなど、中央集権国家を象徴する宮都であった。天武・持統両朝において、日本の律令国家の形態はほぼ完成したと

四 律令国家の成立

天武天皇 壬申の乱で大友皇子の近江朝廷を倒し勝利を得た大
の即位 海人皇子は、六七三年飛鳥浄御原宮で即位し天武天

皇となった。乱の結果、近江朝廷側についた有力中央豪族が没落し、強大な権力を手にした天武天皇を中心に中央集権的国家体制の形成が進んだ。それまでの大王にかわって「天皇」という称号が使用され、「日本」という国号が成立したのはこの頃とされており、「皇は神にしませば……」（『万葉集』）のような天皇神格化の観念も形成された。天武天皇は六七五年に豪族領有民を廃止し、

いえる。

五 高宮廃寺跡と高宮遺跡

高宮廃寺跡

高宮廃寺跡は、本市の東部丘陵南端の高宮の丘陵上に位置している。この地には、延喜式内社大杜御祖神社おおもりみおやじんじやが鎮座している。大杜御祖神社の境内からは布目や縄目のついた古瓦が採集されたり、大きな礎石が数多く存在することから古くから古代寺院の存在が知られていた。

昭和二十八年（一九五三）、藤澤一夫・平尾兵吾の指導のもと、大阪府教育委員会による東塔跡の調査が初めて実施された。この調査により、東塔の規模が一辺一〇・三メートル、中央に直径四〇センチ、高さ八センチのほぞ穴をもった東西二メートル、南北二・一メートル、高さ一・二メートルの花崗岩の塔心礎や礎石が発見された。同時に出土した瓦の編年から寺の創建が飛鳥時代後半（白鳳時代）であることが判明した。その後、昭和五十四年（一九七九）本市教育委員会による寺域の範囲確認調査において瓦積基壇をもつ金堂や講堂・中門・回廊などの主要伽藍の配置が明らかになった（図5）。

伽藍配置は、大杜御祖神社社殿部分が未調査で不明な点もあるが、社殿部分を西金堂とすると「川原寺式」、西塔とすると「薬師寺式」の配置になる。それぞれの建物の距離は、主要伽藍を取り囲む回廊は東端から西端までが約九〇メートル、北端から南端までが約六〇メートル、中門・金堂・講堂を結ぶ寺の中軸線に対して非対称で西側に大きく広がっている。東塔と西金堂（西塔）の各中心を結ぶ距離が約二七メートル、東塔と西金堂（西塔）を結ぶ線と金堂の中心を結ぶ距離が二二・五メートル、東塔と西金堂（西塔）を結ぶ線と

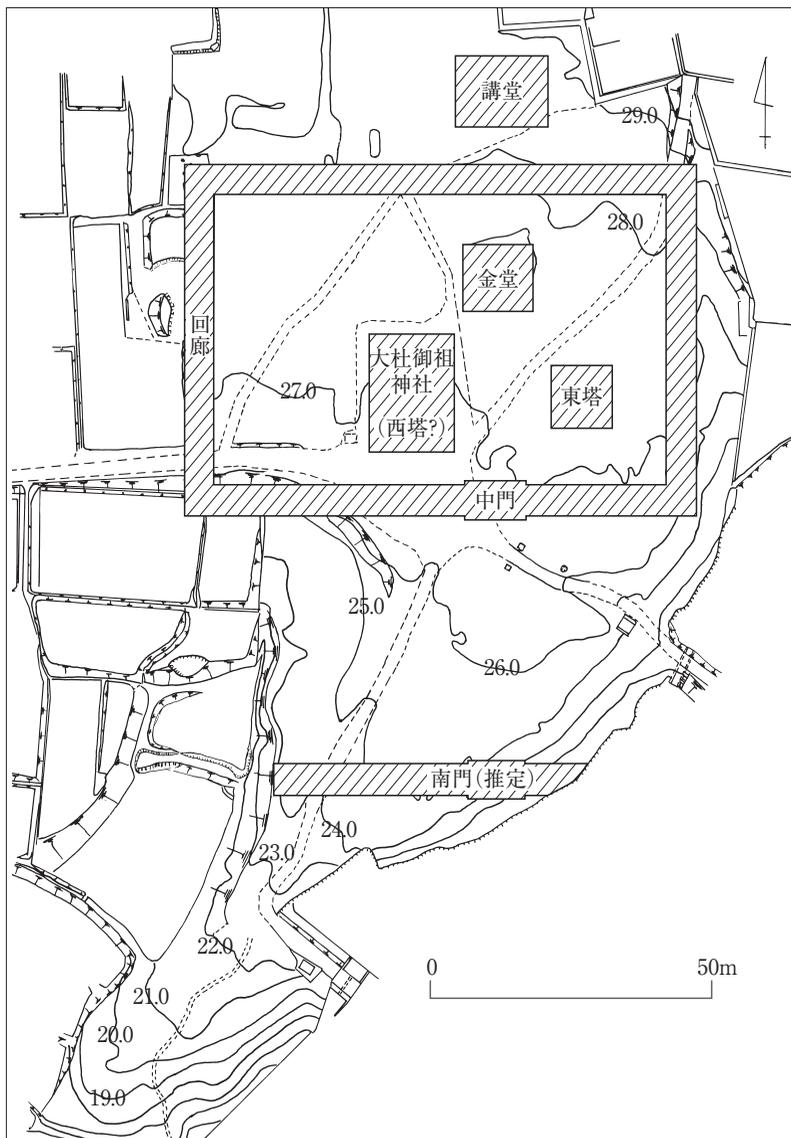


図5 高宮廃寺跡伽藍配置図

中門の中心を結ぶ距離が一五メートル、金堂と講堂の各中心を結ぶ距離が約三〇メートル、中門と南門（推定）の距離は約五〇メートルとなる。

寺は、飛鳥時代後半（白鳳時代）に創建され、奈良時代まで営まれ、平安時代初め頃に一時廃絶し、鎌倉時代に講堂跡に新たに寺（大杜御祖神社の神宮寺）が建てられたことが明らかになった。

創建氏族については不明であるが、廃寺（大杜御祖神社）の西約三〇〇メートルに延喜式内社高宮神社が鎮座している。この神社の祭神は天あめ剛こ風かせ（川）命で、『先代旧事本紀』に「萬よつすたまのみこと魂たま尊のみこと 兒天剛川命高宮神主等祖」とあり、大杜御祖神社の祭神の天萬魂命の子神にあたる。両延喜式内社は高宮神主がその祖神を祭つた神社であり、高宮廃寺と氏神氏の関係にあり、創建氏族を考えるうえにおいて重要である。

出土軒丸瓦のうち、創建期のものとして素弁八葉蓮華文軒丸瓦と複弁八葉蓮華文軒丸瓦があり、素弁八葉蓮華文軒丸瓦は主要伽藍の各所（東塔・金堂・回廊・中門・南門推定地）から出土し、複弁八葉蓮華文軒丸瓦は東塔からのみの出土である。素弁八葉蓮華文軒丸瓦は、当廃寺の東南約〇・八キロの讚良川右岸（本市と四條畷市との境）に所在する讚良寺跡と東南約二・三キロの清滝（四條畷市）に所在する正法寺跡出土のものと同どうはん范瓦であることが最近の調査で明らかになり、これら三箇寺の瓦の供給関係や創建氏族の関係等今後多くの面で注目される。

高宮遺跡

高宮遺跡は、海拔二五メートル前後の丘陵上及び丘陵端部一帯の高宮から小路にかけて営まれた旧石器時代から江戸時代までの複合遺跡である。高宮遺跡の立地する丘陵上には高宮廃寺跡も存在している。



写真10 高宮遺跡大型総柱掘立柱建物群（全景）
（財大阪府文化財センター提供）

トル一列に続き、さらに一一〇度の角度をもって北西に二四メートルのびている。柵列の柱穴は、一辺〇・五メートルの円形ないしは隅丸方形を呈し、柱間は三・二メートル、深さ〇・二メートルである。

丘陵端部（丘陵南部）でも一辺〇・六メートル、三メートル、深さ〇・二メートルの柱穴を有する四棟以上の掘立柱建物群が発見されている。

これらの大型の掘立柱建物及び柵列は、その立地条件から高宮廃寺の創建氏族に関わる建物群と考えられる。

第二京阪道路建設に伴う調査において、高宮廃寺の南東丘陵の南西斜面から南面して東西にいずれも東柱をもつ総柱建物五棟が連なる奈良時代の大型掘立柱建物群や多くの掘立柱建物群が発見された。大型掘立柱建物は三間×三間と二間×二間のもので、柱穴は一辺が一・二メートル、柱間は一・八メートル

丘陵上（高宮廃寺跡の西側）では、一辺一・八メートル、深さ〇・二メートルの大きな柱穴をもつ掘立柱建物が五棟以上発見されており、これらの大きな柱穴は東側の高宮廃寺跡の下層でも発見されている。また、これら大きな柱穴に平行して長く続く柵列が見つかった。その方位は北に対して約六〇度東に振っており、これら大型の掘立柱建物と同一方向を示している。柵列は、現状では北東から南西に四〇メー

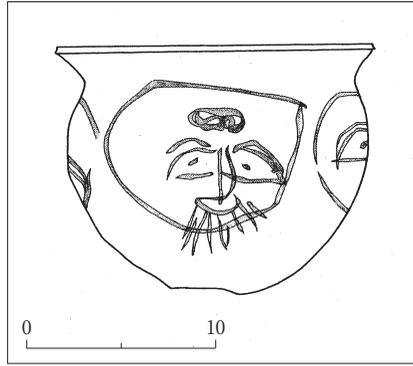


図6 高宮遺跡出土人面墨書土器

備考：財大阪府文化財センター『讚良郡糸里遺跡（その1）』より転載

ルである。

これら大型掘立柱建物群については、高宮廃寺に関連する倉庫とするほか、古代讚良郡の郡衙に関するものではないかとも推察される。

また、高宮廃寺南西四〇〇メートルの讚良郡糸里遺跡からは、やや西に振りながら北へ流れる幅五〜九メートル、深さ一・三〜一・五メートルの川跡が見つかっている。川の中にはシガラミ（堰）が二カ所設けられていた。シガラミやその周辺では、奈良時代末頃の人形・斎串・人面墨書土器などの祭祀遺物が多量に出た。これらのことから、この川の岸辺において祓^{はらえ}やまじないの儀式が執り行われていたことが推測される。先の祭祀遺物と同時にシガラミの底部から完全な形で絵馬が二点出土している。一つの絵馬は、縦一四・六センチ・横一九・六センチ・厚さ〇・六〜〇・七センチの大きさで、右側前後の脚を上げ、尾の毛をたてた裸馬が描かれ、左下には「神馬」と墨書されている。絵馬でこのような文字が書かれた例は全国的にも出土例はない。もう一つの絵馬は、縦二〇・三センチ・横二六・六センチ・厚さ〇・六〜〇・八センチの大きさで、下地に白色土を塗布した後、馬の輪郭・鞍^{あぶみ}・鐙^{くづわ}・轡^{たづな}・手綱^{おもがひ}・面懸^{むながひ}・胸懸^{しりがひ}・尻懸などが墨で細かく表現されている。彩色した古代の絵馬は数例しか出土していない。どちらの絵馬も雄馬を表現しており、上端中央に掛紐を通した孔が穿たれている。これら二点の絵馬も祭祀に使用されたものであろう。

さらに、川跡周辺の西側では平安時代前期の掘立柱建物が検出され、じゆんぱう巡方・まるども丸鞆の石帯（官人が出仕の際して装束につけるもの）が出土していることや、高宮廢寺の南東丘陵から発見された奈良時代の大型掘立柱建物群などから、周辺において官衙などの古代の役所に関係する施設、あるいは氏族の存在などが考えられる。

第二章 律令時代の北河内地域

第一節 律令体制の成立

一 大宝律令の完成

律令とは

大宝元年（七〇二）に刑部親王おさかべや藤原不比等らによって大宝律令が完成し、律令制度による政治の仕組みはほぼ整った。律は今日の刑法にあたる禁止法であり、令は行政組織・官吏の勤務規定や人民の租税・労役など、国家制度全般にわたる規定を含む、いわゆる命令法であり、中央集権的国家体制を運営するための根本法典であった。このような律令により組み立てられた日本の律令制国家は、天皇を中心とする中央豪族層による全国支配の体制という性格をもっていた。

行政組織と官

吏・司法制度

中央行政組織は、神々の祭りをつかさどる神祇官と行政全般を管轄する太政官の二官があり、太政官のもとで八省が政務を分担した。行政の運営は、有力諸氏から任命された太政大臣・左右の大臣・大納言などの太政官の公卿の合議によって進められた。地方組織としては、全国が畿内と七道に行政区分され、国・郡・里（後に郷と改称）がおかれて、国司・郡司・里長が任じられた。また京には左・右京職しき、難波には摂津職しき、外交・軍事上の要地である九州北部には大宰府がおかれ、各国には常備軍として軍団が配置された。これらの諸官庁には多くの官吏が勤務した。官吏は天皇から位階を与えられて

位階に応じた官職に任じられ、位階・官職に応じて封戸・田地・禄などが支給されたほか、田租を除く多くの税が免除された。とくに五位以上の貴族は優遇され、五位以上の子や三位以上の孫は父や祖父の位階に応じた位階が与えられる蔭位かげいの制により貴族層の維持が図られた。司法制度には、刑罰に笞ち・杖じょう・徒ず・流る・死の五刑があり、地方では郡司が笞罪までの裁判権を持った。国家的・社会的秩序を守るため、国家・天皇・尊属に対する罪はとくに重罪とされた。

二 国郡郷（里）制の成立

戸と里

民衆支配を目的とする中央集権的な行政組織は、最少単位である戸から里、郡、国へと積み上げ方式をとって民衆を地域により編成する構造をもち、八世紀中葉に完成した。民衆を組織した戸は大家族（郷戸）で構成され、このような戸を五〇あつめて一里とし、里長を置く。これは大化改新以後に始まり、飛鳥浄御原令の施行（六八九年）によって制度的に確立した。

里の名称は、最初「五十戸」であったが、浄御原令で「里」と改められ、以後大宝律令でも同様であった。その後、里制↓郷里制（靈龜三年・七一七）↓郷制（天平十二年・七四〇）と変遷している（鎌田元一「郷里制の施行と靈龜元年式」『律令公民制の研究』塙書房 二〇〇一年）。里長は、五十戸長・郷長と呼ばれ、里内の有力者が任命されて、里の秩序を維持し、民衆から各種の税の徴発にあたった。

郡と国

このような里をいくつか集めて郡が編成される。大化二年（六四六）の「改新の詔」では、郡は三里以上四〇里以下であったが、大宝令では、一里以上二〇里以下を大・上・中・下・小の五等

表3 郡司の四等官構成とその定員

| | 郡領 | | 主政 | 主帳 |
|----|----|----|----|----|
| | 大領 | 少領 | | |
| 大郡 | 1 | 1 | 3 | 3 |
| 上郡 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 中郡 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 下郡 | 1 | 1 | | 1 |
| 小郡 | 1 | | | 1 |

領（次官）・主政（実務担当官）・主帳（書記官）という四等官の構成をとり、職員令の規定によると、郡司の（安宿郡）、「川内評」（河内郡）などの評の存在が確認できる。郡の行政を担当する郡司は、大領（長官）・少領（次官）・主政（実務担当官）・主帳（書記官）という四等官の構成をとり、職員令の規定によると、郡司の定員は表3のように、郡の等級によって異なっていた。大領・少領には地域の伝統的有力豪族のなかから適任者が任命され、大化前代の国造の家柄の者が優先的に任じられることになっており、原則として終身官である。このような郡をいくつか集めて国が成立する。河内国の場合、『和名類聚抄』によると、錦部・石川・古市・安宿・大県・高安・河内・讚良・茨田・交野・若江・渋川・志紀・丹比の一四郡から成っている。本市域は、その大部分は茨田郡に、また一部は讚良・交野両郡に含まれる。

国は律令国家の地方行政の基本的単位であり、領域の大小や郡数、中央政府との関係などを考慮して大・上・中・下国の四等級に区分された。天智朝頃に

表4 国司の四等官構成とその定員

| | 守 | 介 | 掾 | 目 |
|----|---|---|------|------|
| 大国 | 1 | 1 | 大1少1 | 大1少1 |
| 上国 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 中国 | 1 | | 1 | 1 |
| 下国 | 1 | | | 1 |

国司の人的構成」上『日本歴史』第六〇号 一九五三年）、その定員も少ないので、実質的な民衆支配は在地に伝統的支配力をもっていた国造家から任用されることの多い郡司が担っていたのであろう。

川内国から 地方制度としての国は、七世紀後半の天武朝末年にはほぼ全国的に整備された。「河内」の

河内国へ 国名はその領域が北の河（淀川）と南の河（天和川）に挟まれていることに由来し、他に「川

内」の表記も木簡、經典等に散見される。藤原宮から出土した「庚子年三月十五日川内国□□」（庚子年は七

〇〇年）と書かれた木簡や、「歳次丙戌年五月、川内国志貴評内知識」（丙戌年は六八六年）とある經典の存在

から、「川内国」は飛鳥浄御原令以前にさかのぼる表記であったことになる。「河内」表記の最も古い確実な史料は、現在のところ、和銅二年（七〇九）七月の紀年をもつ「弘福寺領田畠流記」（『寧楽遺文』中巻 三四

「国宰」として設置され（早川庄八「律令制の形成」『天皇と古代国家』講談社 二〇〇〇年）、行政を担当する国司は守・介・掾・目の四等官からなり、定員は表4のように国の等級によってちがうが、畿内の豪族出身の官人が任命派遣され、任期によって交替するのが原則であった。大国にランクされた河内国は、守から目にいたる六名の国司で構成された。国々は畿内と七道という広域行政に区分されるが、河内は大和・山背・摂津・和泉の四カ国とともに畿内に属し、庸の全免、調の半減など税制上優遇された。このような整然とした行政組織を運用するのは国司と郡司であるが、国司の任期は法制上六年（後に四年）とはいえ、八世紀の実例では全国平均二年六カ月と短く（平野邦雄「八世紀における

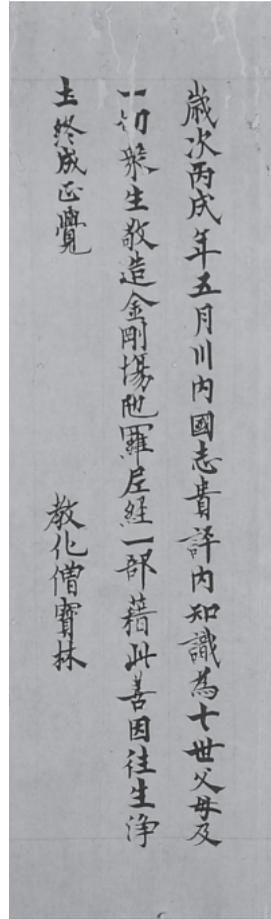


写真 11 「川内国志貴評」の経典奥書
『金剛場陀羅尼經』巻1
国（文化庁）保管（国宝）



図7 河内国印(天平9年)
備考：国立歴史民俗博物館編
『日本古代印集成』より転載

内」にかわって「河内」と公定されたのであろう。

三頁）であり、「川内」国から「河内」国への改変時期は、大宝元年（七〇一）から和銅二年（七〇九）の九年間に絞ることができる。国名表記が二字に統一されているのは国印鑄造に規制されたからで、大宝四年（七〇四）四月、鑄造が成った国印の諸国への頒布をもって国名表記の公定は一斉に施行され（鎌田元一「律令制国名表記の成立」前掲『律令公民制の研究』）、この時点で「川

三 寝屋川市域の郡と郷

茨田郡の郷

茨田郡は河内国の北部に位置し、訓は『和名抄』の大東急記念文庫本に「万牟多」、「拾芥抄」に「マウタ」とある。のち転訛して「マッタ」「マンダ」と呼ばれた。茨田郡の初見は『日

本書紀』宣化元年五月条の「河内国茨田郡屯倉」という記事であるが、書紀編纂時の修飾の可能性が高く、『日

本書紀』完成の養老四年（七二〇）までに茨田郡が成立していたことを示唆するものであろう（『角川地名大辞典』27大阪府 角川書店 一九八三年）。したがって確実な初見は霊亀三年（七一七）以前の編纂と推定される『播磨国風土記』揖保郡条の「河内国茨田郡枚方里」である。なお藤原宮出土木簡に「茨田郡」が見えていたので、平城遷都の和銅三年（七一〇）までに茨田郡が成立していたことは確実である。『和名抄』によると、茨田郡には幡多、佐太、三井、池田、茨田、伊香、大窪、高瀬の八郷が見えているが、本市域に含まれるのは幡多、三井、池田、茨田の四郷である。

幡多郷は、『和名抄』の写本は訓を欠いているが、土佐や摂津などに同名の郡・郷があり、「発多」または「波太」と訓じているので、「はた」とよみ、渡来系氏族である秦氏の本拠地の一つであった。記事に疑問も多く検討を要する史料であるが、鎌倉時代の成立と推測される『河内国小松寺縁起』所載の勧進奉加帳（保延五年、一一三九年）に「秦郷」がみえ（三卷一五七頁）、市域に秦・太秦の遺存地名をとどめており、郷の所在地について異説はない。なお秦・太秦地区は古代・中世には茨田郡に属していたが、近世以後は讚良郡に属した。古代の茨田郡と讚良郡の郡界は、現河道よりさらに南側を南西方向に流れていた寝屋川と推定される（上遠野浩一「古代「茨田」の範囲について」『地方史研究』第三一四号 二〇〇五年）。

三井郷に関しては、『小松寺縁起』所載の同帳に、「三井郷」がみえている。三井の地名は本市域に近世の三井村として残っており、^{三井}、^{美井}の地が郷域に属する。郷の比定について異説はない。池田郷についても、『小松寺縁起』所載の同奉加帳には、「池田郷」がみえる。市域の池田に遺存地名をとどめており、郷の比定について異説はない。茨田郷については、『古事記』『日本書紀』に「茨田」の名が散見されるが、具体

的な遺存地名はない。その比定地については諸説あるが、茨田郡くんが衙は郡名と同じ茨田郷に存在していたと推測され、全国に散在する「郡」地名はほぼ郡衙所在地であることから（足利健亮「律令時代における郡家の歴史地理学的研究」『歴史地理学紀要』五一 一九六三年）、本市の「郡」が茨田郡の郡衙所在地である可能性が極めて高い。茨田郷は「茨田堤」に近く、「伊加賀」から「池田」に至る淀川と枚方丘陵に挟まれた狭い範囲にあるとする説が妥当であろう（前掲「古代「茨田」の範囲について」）。

讚良郡の郷

茨田郡の東南に位置する讚良郡は『日本書紀』や法隆寺・西大寺の流記るき資財帳には「更荒」庫本に「佐良々」、『拾芥抄』に「サラ、」とあるが、鷺野うの讚良皇女を「娑羅々皇女」（三卷二九頁）と記し、また「娑羅羅馬飼造」（三卷三〇頁）や「佐良々連」（三卷七九頁）が見えるので、本来の訓は「サララ」であろう。讚良郡は山家郷、甲可郷、枚（牧）岡郷、高宮郷、石井郷から構成されるが、市域に属するのは高宮郷と石井郷である。

高宮郷については高宮の遺存地名があり、そこは近世讚良郡高宮村の地で、式内社大杜御祖神社おおもりみおやの北西に式内大社高宮神社が鎮座する。『新抄格勅符抄』に載る大同元年（八〇六）の牒によれば、神護景雲四年（七七〇）に高宮神に神封一戸が充てられており（三卷六二頁）、当神社が奈良時代中葉に存在したことが確実にあり、また大杜御祖神社の境内一帯には白鳳時代にさかのぼる高宮廢寺が存在することからも、奈良時代から当地域に高宮郷が置かれていた可能性が高い。高宮郷はこの高宮を中心に小路村にわたる地域とされる（『日本歴史地名大系』28大阪府の地名Ⅱ 平凡社 一九八六年）。石井郷に関しては、遺存地名がなく位置は明確

でない。「和名抄」諸本ともに訓を欠くが、他国の同名郷に「以之井」、「以波為」、「伊波井」の訓があり、「イシイ」か「イワイ」と読まれたのである。『和名抄』の郷名の配列では最後に置かれているので、讃良郡の北端にあった可能性が高い。

交野郡の郷

河内国の最北部に位置し、枚方丘陵と交野台地を領域とする交野郡は、『和名抄』によれば三宅・田宮・園田・岡本・山田・葛葉の六郷で構成される。交野は、正倉院文書や長屋王邸木簡に「肩野」、「片野」とも記され、初見は『続日本紀』和銅四年（七二二）である。当郡の地は七世紀中期に茨田評（茨田郡）として編成され、大宝令施行時にこの原初の茨田評が分割されて交野郡が新置されたと推測される（『枚方市史』第二巻 一九七二年）。三宅郷の遺存地名の「三宅山」は、交野市南部の山地に位置し、延久四年（二〇七二）九月五日の太政官牒に「字三宅山 在交野郡」と見え（三卷一八二～三頁）、『河内国小松寺縁起』にも同寺の旧称が三宅山荒山寺とされ、三宅郷は交野市の郡津・私部・私市・星田に比定されている（前掲『枚方市史』第二巻）。



写真12 「交野郡」木簡
（奈良文化財研究所提供）

四 律令制下の民衆生活

戸籍・計帳に 各地の民衆は、それまでは国造や伴造などの地域の豪族を通じて間接的に国家に支配される民衆支配 していたが、律令制度の成立によって一人一人が直接国家の支配を受けることになった。このような領域ごとの個人身支配が律令制度の特質であり、そのために戸籍（六年毎）と計帳（毎年）が作成された。戸籍に登録された民衆は国家から口分田が支給された。租は、かつて農業共同体において行われた

初穂の貢納儀礼を起源とし、口分田や墾田など水田に課せられた。租率は約3%と低率であるのは土地生産力が低かったことによる。租は国司の管理する正倉に納められ、正税と呼ばれ国の財源となった。長屋王邸出土木簡によると、肩野（交野）郡の米が「肩野津」から王邸宅に進上されている。進上された米は交野郡に置かれていた長屋主の御田の農民に課せられた田租であると推測される。

人頭税

租税の中心は青年男子を対象に課せられる人頭税で、都に送られる調・庸や雑徭^{ぞうよう}・兵役などがあつた。賦役令によると、二一歳から六〇歳までの男子が正丁とされ各種の税負担の中心となった。

かれらは課口とされ、それ以外の男子と女子は不課口とされて負担を免除されていた。以上は一般の国の場合であつて、河内を含む畿内の国は天皇の居住する特別行政区画として調・庸において優遇措置がとられていた。

調は、服属儀礼としてのミツギを起源とするもので、織維製品を主とするが、水産物や、その土地の特産物の場合もある。京・畿内の正丁・次丁（六一〜六五歳）・中男（一七〜二〇歳）の調は半分とされ、副物は全免とされた。庸は一年に正丁は一〇日、次丁は五日、都へ出て各種の労働に従事する力役のことで、歳役と

称されたが、古訓に「チカラシロ」とあるように、実際には労働のかわりに布・綿・米・塩などを納めさせていた。しかし京・畿内と中男（少丁）は令の規定で庸は免除されていたので、本市域の民衆は庸を課されなかった。雑徭は、正丁一人につき一年六〇日、次丁は三〇日を限度として課された労働であり、国司などの監督のもとで、国内の官舎・倉庫の造営や橋・道路などの建設に使役された。軍防令によると、兵士は一人のうち正丁三人ごとに一人が徴発され、食料・武器を自弁した。兵士は軍団ごとに一〇組に分かれ、一日ずつ交替して武芸の教習を受けた。河内国の軍団名は不明であるが、国府所在郡には郡名を冠した軍団が存在したと考えられるので、志紀軍団の存在が想定できる。

その他の税

以上に述べた租税以外に、公民に課せられた負担として、令に定められた仕丁・運脚・義倉・雇役・出拳や、令にはまったく見られない贄などがあつた。

仕丁は一里ごとに二人が徴発され、三年間、都での労務に服した。運脚は、調・庸を都へ運ぶ人夫のこと、苦しい労役であつたが、河内国から都へは距離も近く、運ぶのは調だけであつたから、負担が比較的軽かつたといえよう。義倉は唐の制度を模したもので、凶作などに備えて、毎年、有位者から庶民にいたる戸ごとに一定額の粟または稲・麦などを供出して貯える制度である。雇役は、政府に雇われ、大規模な土木工事に従事するもので、雑徭と違って若干の食料と賃金が支給されたが、賃金は低いうえ雇用期間も長く、自由に解約することはできなかった。民衆の生活を圧迫した。工事は都を中心とするものであつたから、都周辺の河内を含む畿内の民衆が多く徴集され、畿外に比べると負担は軽減されたといふものの、生活は楽でなかつた。贄は、天皇の日常的な食料として貢納された、魚介類や海藻等を主とする海産物である。

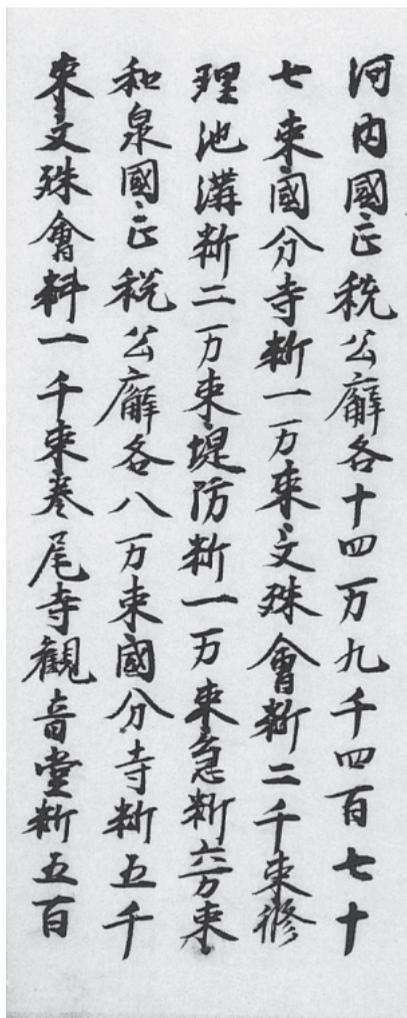


写真13 河内国の堤防料 土御門本『延喜式』
主税寮上 (国立歴史民俗博物館蔵)
備考：貴重典籍叢書『延喜式』5 臨川書店より転載

出挙は、春に利息つきで種籾を供与され、秋の収穫期に利息とともに元本を返済する制度であり、国家が行う公出挙の利息は五割、民間で行われる私出挙は一〇割であった。公出挙は、元来は貧民救済を目的とする勸農的政策であったが、天平年間(七二九〜四九)以降、租税化し強制的に貸し付けられるようになった。『延喜式』主税寮上には、公出挙として運用する稲の額とその利息の稲の使途が諸国にわたって規定されているが、畿内では河内国のみ堤防料が計上され、その利稲は堤防修理に宛てられた。

出挙と「河内国 天平九年(七三七)の「河内国大税負死亡人帳」(『大日本古文書』二四 六〇頁)とは、正
大税負死亡人帳」 税(土地に賦課した田租)の貸し出し(公出挙)をうけながら、返済せずに死亡した者

の歴名帳である。死亡すれば返済を免除されるので、国司が所管国内の死亡による免除数量を個人別に書き

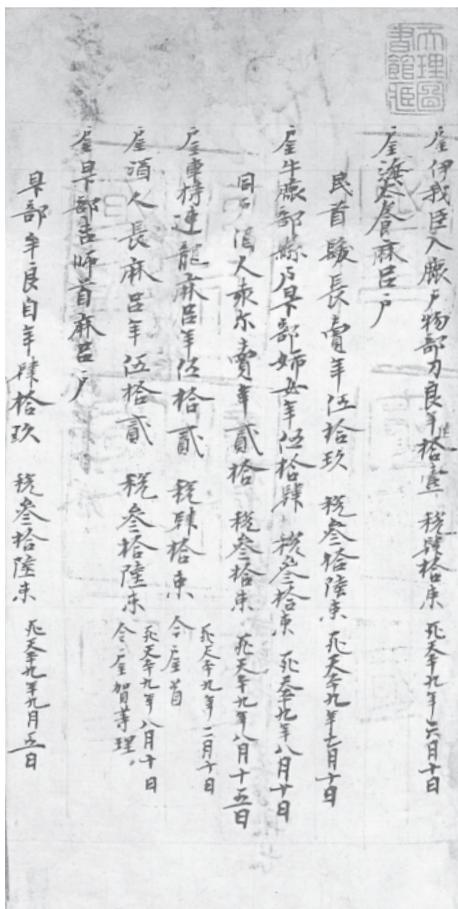


写真 14 河内国大税負死亡人帳
(天理大学附属天理図書館蔵)

備考：天理図書館善本叢書『古文書集』八木書店より転載

あげ、中央へ報告しなければならなかった。この歴名帳は僅かに七人の記載を持つ短い断簡で、死亡者名・年齢・負稻量・死亡年月日などが連記されており、記載された人名から河内国河内郡の一部と考えられる。年号が欠けているが、記載内容から天平九年と判断できる。

この断簡は河内国の某郷一郷だけの死亡者を列挙した部分とみられ、一郷七人というのは、備中国の場合の郷ごとの死亡者数平均二・七人と比較すれば、かなり多い人数である。出挙に応じた数が不明であるから死亡者の多少を論ずることはできないが、天平九年には九州で流行した天然痘が都にも及び藤原四子が相次いで死亡しており、未曾有の死者が出たに相違ない(直木孝次郎「河内国大税負死亡人帳について」『飛鳥奈良時

代の考察』高科書店 一九九六年）。特に難波は疫病の震源地である大宰府とは海路で直接つながり、難波津に接する河内国ではもつとも早く疫病が流行し、かつ甚大な被害にみまわれたものと思われる。

五 条里制の実施

条里地割と

条里地番法

古代律令国家の農地管理制度は、一辺約一〇九メートルの方格状の農地区画（面積一町＝一〇段＝約一・二ヘクタール）を基本単位とする基盤目状の土地区画をその特色とする。農地の

所在地を示すため、国郡単位に条・里・坪による呼称法を付しており、この地割形態は一般に条里地割と呼ばれている。面積一町の正方形の区画は、平安時代頃から「坪」と呼ばれ、その内部を十等分することによって、面積一段（三六〇歩＝約二ニール）の水田が規則的に出現する。また坪を三六個集めた六町（約六五四メートル）四方の区画は「里」と呼ばれ、里ごとに内部に「一ノ坪」から「三六ノ坪」まで一連の番号が付されてその位置が明示された。その配列（坪並）には連続式と平行式の二種がある。一方、里が並んだ帯（列）は「条」と呼ばれ、条・里・坪の区画によって、極めて規則的な土地表示法が採用されており、それは条里地番法と呼ばれている。

条里地番法は、多くの場合、郡を単位として編成され、場所によって表現法に差異があるが、河内国では、「安宿郡二条迫里廿四坪」のように序数詞の地番による条と固有の地名による里となっている（『大阪府史』第二巻 一九九〇年 四五五・四六〇頁）。このような条里地割と条里地番法からなる土地表示システムを条里制と呼ぶ。従来、条里制は班田收授の実施のために存在したものと考えられてきたが、最近の研究では、六

年ごとに班田を行うシステムが開始されたのは持統六年（六九二）であり（虎尾俊哉『班田収授法の研究』吉川弘文館 一九六一年 二九一～三〇七頁）、条里制が完成するのは八世紀の中頃であるから、両者は本来別のものではあったとされている（金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂 一九八五年）。

市域の条里関

係文献史料

本市域の大部分を占める茨田郡と讃良郡には条里記載の文献や史料は現在までのところ見当たらないし、発掘調査による条里地割遺構も検出されていない。交野郡には、わずかに一条久須園院（行基年譜）、交野南条、楠葉御牧南条（石清水文書）、淡宗里、池井里、淡坂里、吹田里、黒田里（春日若宮文書）など数例が見えるにすぎない（天坊幸彦『上代浪華の歴史地理的研究』大八洲出版 一九四七年 大越勝秋「河内国における条里制補遺（5）」『社会科学研究』第一三号 一九七〇年）。このような状況下で、本市域においては、遺構として残っている一町方格の坪区画と、小字名として遺存する坪呼称にもとづいた条里地割の復原がすでに試みられている。

まず大阪府下の条里制研究の先鞭をつけた天坊幸彦は、寝屋川市秦地区（旧讃良郡豊野村大字秦）の条里を讃良郡条里として復原を試み、東南隅から数えて西南隅に終わるとした（前掲『上代浪華の歴史地理的研究』）。ついで寺前治一は、堀溝、高宮、小路、秦、国松、三井、石津、郡、木屋など各地区に小字名として遺存する坪呼称に依拠して、初めて本市域全体の条里制復原図を作成した。その中で秦地区の条里を讃良郡条里として復原した天坊幸彦説を批判し、それを茨田郡条里として復原している（『市誌』一九六六年 五八五～九三頁）。その後、教育委員会社会教育課が市域全体をカバーする小字図（教育委員会社会教育部文化振興課で閲覧できる）を作成した。同図には坪呼称を示す小字も記載されており、条里を復原する上での手掛かりとなっ

ている。また小島博子は、茨田・讚良両郡の境界を想定し、さらに茨田郡の条里制全体を一条から八条と復原している（「寝屋川地域の条里制 茨田郡条里と讚良郡条里の境界」『まんだ』第六五号 一九九八年）。

小字図に見える坪呼称を各地区（大字）ごとに摘記すれば、次のようになる。

【田井】三ノツボ、十ノ坪、ナカノツボ、ミチソツボ（シチノツボ）＝七坪の「シ」を「ミ」と、「ノ」を「ソ」と誤ったものか）、【秦】四ノ坪、五ノ坪、六ノ坪、八ノ坪、【太間】ツホ（坪？）、【木屋】一ノ坪

【石津】二ノ坪、【高宮】七ノ坪、十九、十八、廿ノ坪、廿一、五ノ坪、三ノ坪、九ノ坪、十ノ坪、十五、十四、見坪、【堀溝】三ノ坪、【小路】十四、一ノ坪、二十ノツボ（高宮地内）、五ノツボ（高宮地内）、四ノツボ（高宮地内）、十ノツボ（高宮地内）

【郡】六ノ坪、七ノ坪、八ノ坪、ハタチ、舟の坪、【国松】畠坪（二〇坪）、味噌坪（三〇坪）

これらの坪呼称の存在から、地域の条里は太間・古川から寝屋川ラインの東側地域に展開していたことがうかがえる。

地域の条里遺構とその復原 本市域における方格状の条里地割の分布は、これら

九四八）に米軍の撮影した空中写真および現行の一万分の一地形図（国土地理院）に基づいて復原することができる。

条里地割には、縦と横の地割線がほぼ正確に南北と東西方向をとって直交する正方位条里地割と、南北と東西方向をとらず傾いた斜行条

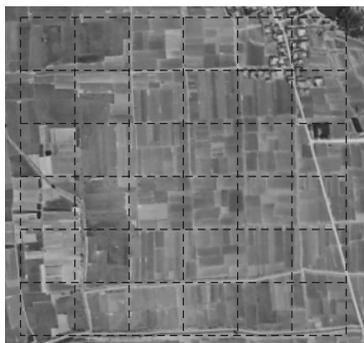


写真 15 高宮・小路地区の条里地割遺構（米軍撮影の空中写真）

第二章 律令時代の北河内地域

| | | | | | |
|----|----|-----|----|----|---|
| 31 | 30 | 十九 | 十八 | 7 | 6 |
| 32 | 29 | 二十 | 17 | 8 | 五 |
| 33 | 28 | 二十一 | 16 | 九 | 四 |
| 34 | 27 | 22 | 十五 | 十 | 三 |
| 35 | 26 | 23 | 十四 | 11 | 2 |
| 36 | 25 | 24 | 13 | 12 | 一 |

図9 高宮・小路地区の条里坪並
(漢数字は遺存する坪呼称)

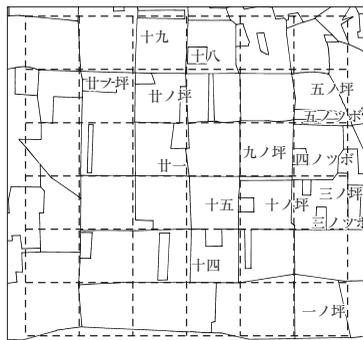


図8 高宮・小路地区の坪呼称の遺
存する里

里地割の二つのタイプがあるが、市域の南北に位置する讃良郡と茨田郡をはじめ河内国の大部分は前者である。市域の条里地割のうち、条里地割と遺存地名が明瞭に残存し、条里の復原が可能となるのは市域の南北をしめる高宮・小路地区と木屋・郡地区である。典型例として南部の高宮・小路地区について、昭和二十三年米軍撮影の空中写真と小字地図の双方を掲示して条里坪並を復原しよう。

写真15は、高宮・小路・楠根南町周辺の昭和二十三年時点での景観を示したものであり、ほとんど農地である。遺存する坪呼称の配列から、図8のように、国道一七〇号線と讃良川の交差する地点の西側を一の坪として北上する連続式の坪並が復原できる。この里は高宮郷にあり讃良郡に属すると思われる。

施行時期

近年盛んに行われている条里制遺構の発掘調査によると、地下に発見された条里地割は必ずしも律令期に施行されたとは限らず、十一〜十二世紀ころの時期のものが多いという(広瀬和雄「畿内の条里地割」『考古学ジャーナル』第三二〇号 一九八九年)。

茨田郡に関する条里記載の文献や史料は見当たらないので、本市域の条里地割の具体的な施行期は不明であるが、第一に、『行基年譜』

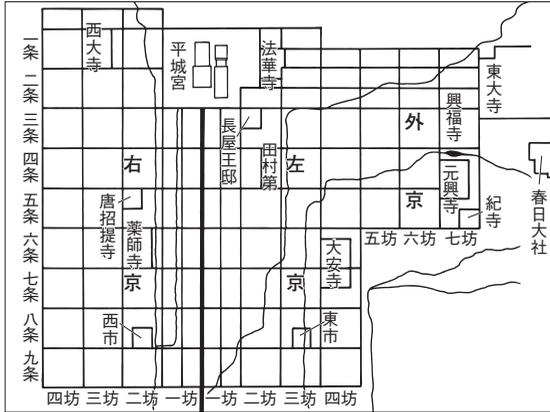


図 10 平城京図

には神亀二年（七二五）に久修園院を「交野郡一条内」に造立したとあり、交野郡は大室令施行にともない茨田評から分置された（前掲『枚方市史』第二巻）ので、本郡の茨田郡にも条里制が存在していたらしいこと、第二に、茨田郡域にわたる茨田堤の決壊記事は天平勝宝二年（七五〇）五月を初見とするが、堤防決壊記事は堤防の背後に広がる条里地割で整備された農耕地の被害が問題となって作成されたと考えられることから、遅くとも八世紀中頃までには条里制が施行されていたのであろう。

第二節 律令体制の展開

一 律令政治の動向

平城遷都

和銅三年（七一〇）、元明天皇は飛鳥の藤原京から奈良盆地北部の平城京に遷都した。平城京は唐の長安にならない、条坊制をもち、内裏をはじめとして多くの官庁がおかれ、大寺院が薨を並べた政治都市であり、人口は約一〇万人といわれている。左京・右京には官営の市が設けられ、和銅元年（七〇八）には天武天皇のころに鑄造した富本錢に続けて、唐にならって和同開珎を鑄造した。錢貨は都の造営に雇われた人びとへの支払いなどに利用された。都城の造営とともに、国家の版図も東北

地方や九州南部に拡大し、八世紀の初頭には日本古代国家の領域が確定した。また中央と地方を結ぶ交通制度は中央集権体制を実現するための不可欠の制度であり、都を中心に七道の諸国へのびる駅路が整備された。駅路は一二メートル前後の道幅をもつ直道であったことが最近の発掘で明らかとなっている。

藤原氏の進出

と政界の動揺

八世紀の初めは、皇族や中央の有力貴族の間で勢力の均衡が比較的保たれ、藤原不比等を中心に律令制度の確立が図られた。不比等は娘の宮子を文武天皇に嫁がせ、その子の皇太子（後の聖武天皇）にも娘の光明子を嫁がせて天皇家と密接な関係を築いた。不比等が死去すると、皇族の左大臣長屋王が政権を握ったが、藤原氏の外戚の地位があやうくなると、不比等の子の武智麻呂以下四兄弟は、天平元年（七二九）、策謀によって長屋王を自殺させ、光明子を皇后に立てることに成功した。しかし流行した天然痘によって四兄弟は相ついで病死し、かわって皇族出身の橘諸兄が政権を握り、唐から帰国した吉備真備や玄昉が聖武天皇に信任され活躍し、藤原氏の勢力は一時後退した。天平十二年（七四〇）には、藤原広嗣が吉備真備や玄昉らの排除を求めて九州で大規模な反乱をおこしたが鎮圧された。それから数年の間、聖武天皇は恭仁・難波・紫香楽などに都を転々と移した。こうした政治情勢や飢饉・疫病などの社会不安のもと、仏教信仰の厚い聖武天皇は、仏教の鎮護国家の思想によって国家の安泰を図ろうとして、天平十三年（七四二）には国分寺建立の詔を、ついで天平十五年（七四三）には大仏造立の詔を出した。一方民間では、行基のように、政府の弾圧を受けながらも民衆のために布教と社会事業に尽くした僧も出現した。



写真 16 行基菩薩像
(唐招提寺蔵 重文 奈良国立博物館提供)

二 行基と交通

行基の直道

本市域は河内の北部に位置し、河内と山城を結ぶ主要道がその東西を縦断している。西は水路としての淀川であり、東は東高野街道であるが、ともに平安時代にクローズアップされてくる。本市域に直接関連すると考えられる古道は、行基の直道である。『行基年譜』に引かれた「天平十三年記」（三巻四五頁）には、「直道一所は、高瀬より生馬大山に登る道

にあり、已上は河内国茨田郡撰津国と云々」と見える。「天平十三年記」は、その史料的价值はきわめて高く、行基とその集団を初めて国家的土木事業に起用しようとした朝廷が、従来の行基の私的土木事業の成果を調査した記録であろうと推測されている（井上光貞『行基年譜、特に天平十三年記の研究』、『日本古代思想史の研究』岩波書店 一九八二年）。この直道は、天平二年（七三〇）頃に開かれたもので（吉田靖雄『行基と律令国家』吉川弘文館 一九八七年）、高瀬橋北畔の高瀬橋院あたりを起点とした道であり、そのルートについては、生駒山地を横断して河内と大和を結ぶ道のうち北よりの清滝峠を越える、通称清滝街道に接続し、高瀬（守口市）↓門真・大和田（門真市）↓堀溝（寝屋川市）↓大上・馬場（四條畷市）と、茨田郡を東西に横断する道とする説が有力である。直道は必ずしも地形的レベルの「直線道」を意味しないし、行基の徒衆を国家的土木事業に起用しようとして「天平十三年記」が成立するが、その国家的土木事業とは、前年の十二月十五日から

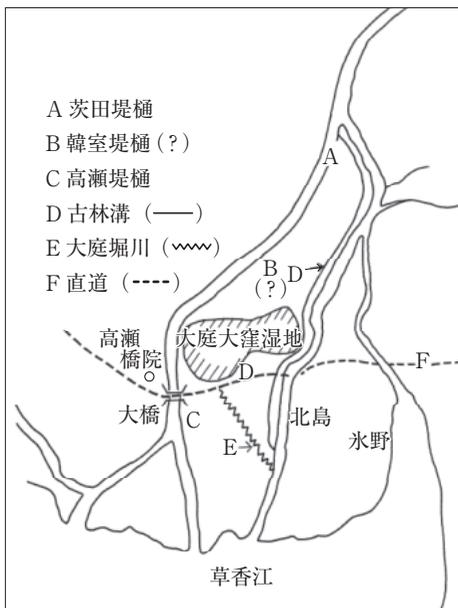


図 11 行基施設想定概念図

おり（和田萃「行基の道を考える」上田正昭編『探訪 古代の道』第三巻 法蔵館 一九八八年）、行基の主な活動舞台は和泉・摂津と共に、北河内の茨田地方であった。茨田郡は、交野郡・錦織郡と共に河内国において最も水田開発の遅れた地域に属し、山地の多い錦織郡とは対照的に低湿地をかかえており（桑原公德「畿内とその周辺」藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説』古代編 吉川弘文館 一九七五年）、開発の遅れは、諸河川の絶えざる氾濫を原因とするものであった（前掲『行

開始された恭仁京造営と考えられ、直道のルートは恭仁京に通ずる清滝街道である可能性が高い。なおこの直道は行基以前から存在したようであり、工事は「従来からあった道の修覆」とするのが妥当であろう。

茨田郡の行基関連施設 このような交通路に関連して行基によって造営された諸施設が存在する。「天平十三年記」には、先述した直道とともに、茨田郡に所在する水利施設として「古林溝」（長三千二百丈、広六尺、深四尺、古林里）、「高瀬堤樋」（高瀬里）、「韓室堤樋」（韓室里）、「茨田堤樋」（茨田里）、および「大庭堀川」（長八百丈、広十二丈、深八尺、大庭里）が記載されている（三巻四六～七頁）。

基と律令国家」)。したがって、和泉・摂津地域に集中する池が灌漑施設であるのに対して、河内の茨田郡の諸施設はむしろ排水機能を主眼とする施設であったと考えられる。これら施設の正確な場所は不明であるが、行基造営による諸施設の想定概念図に先述した直道を重ね合わせて示せば、図11の如くなるよう。

概念図が示しているように、行基の諸施設は高瀬橋院—高瀬大橋—直道(F)へと延びる陸上交通路と大庭堀川の水上交通路が合流し、三つの堤樋と古林溝という排水・灌漑施設によって東西に伸びる水陸交通路が確保され同時に南部に向けての水田開発が進むという、交通路と排水・灌漑施設が一体化した構造をとっていた。

行基の事業に参加した人々

年譜や行基菩薩伝によると、秦堀河君足の名が見えるが、「堀

を想定させる。また史料的价值の高い『大僧正記』には行基集団の指導僧である「十弟子」の一人として秦氏出身の延豊法師の名が見える(前掲『行基と律令国家』三〇九頁)。なお天平十四年(七四二)八月に、恭仁宮の大宮垣を築いた功績で、正八位下から一躍従四位下に昇叙され、太秦公の姓を賜った造宮録の秦下嶋麻呂は、河内国茨田郡の「下」という地を本貫地としていたと推測されているが(和田萃「山背秦氏の一考察」京都大学考古学研究会編『嵯峨野の古墳時代』一九七一年)、その特別な昇叙や賜姓の理由はたんに造宮録であっただけでなく、恭仁京造営開始とほぼ同時期に始められた行基による泉大橋架橋事業や行基直道を利用しての

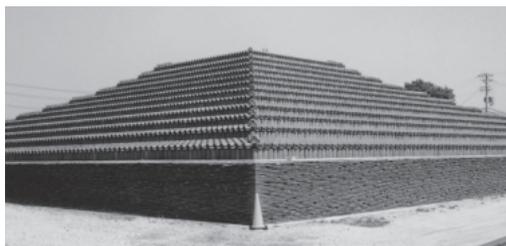


写真 17 整備された土塔(堺市中区土塔町)

第二章 律令時代の北河内地域

表5 文字瓦にみえる本市域の氏族

| 国 | 郡 | 郷 | 氏族名 |
|----|----|----|-----------|
| 河内 | 讚良 | ? | 氷宿（氷宿祢） |
| | 茨田 | 茨田 | 茨田□ 茨田 |
| | 交野 | ? | 片野連足嶋 |



写真18 「秦忌吉刀自」・「茨田」の各人名瓦（部分）

備考：『史跡 土塔—文字瓦聚成』より転載

瓦を示せば、表5の如くなる。文字瓦に見える氏族の本拠地あるいは居住地には行基の足跡が残っていることが多いので、文字瓦に見える本市域の氏族は当該地域の行基の事業にも参加したことは確かであろう。

なお秦氏は、摂津・河内・和泉

物資輸送など、行基と一体化した事業に秦氏として協力することを通じて、大宮垣築造に大きく貢献したことに基づくものと考えられる。

茨田氏も秦氏と同様、茨田築堤説話が伝承されているように（三卷一五頁）、その技術力から行基の事業との関連が考えられる。このことを傍証するのが和泉国大野寺の土塔出土の人名瓦である。

土塔の人名瓦

土塔（堺市中区土塔町）は、大野寺の塔として神亀四年（七二七）に行基によって築造が開

始され、基壇上に一三の屋根をもつ特異な十三重塔であり、屋根と各層の壁面には瓦が葺かれていた。今までに出土した人名瓦は一〇六九点にのぼり、人名瓦に見える氏族は、推定を含めると九四を数え、文字瓦に見える氏族は行基の行った社会事業の実質的な支持層を示すものであった（岩宮未地子「文字瓦の分析と考察」『史跡 土塔—文字瓦聚成』堺市教育委員会 二〇〇四年）。本市域に関わる氏族の見える文字

等の諸国に広く分布しているので、文字瓦に見える秦氏はすべて河内国茨田郡幡多郷を本拠地とする秦氏である。と特定できないが、秦の人名瓦と茨田・交野郡に関連する人名瓦が共に出土しているため、そこには茨田郡の秦氏が含まれている可能性が高いと考えられる。

三 河内国歴名木簡にみえる北河内の氏族

歴名木簡と 昭和五十九年（一九八四）、平城宮跡第一五七次調査において朱雀門東北方地区の南北溝から、作成年代 表裏に河内国を本貫とする有位者二〇名を記載した木簡が出土した（三巻 口絵、五八～九頁）。

その内容から「河内国歴名木簡」と呼ばれ、その大半が『新撰姓氏録』で確認できる（佐伯有清「河内国の歴名木簡」『古代東アジア金石文論考』吉川弘文館 一九九五年）。

〔表〕

〔裏〕

河内国

(切断)

従六位上三嶋 ×

今木連 ×

従七上美努連 ×

黄文連 ×

従七下 □日佐 □ ×

出雲 □ □ ×

守 □ □ □水 □ ×

飽浪連 ×

従八上 □ □寸 ×
(秦忌カ)

鴨禰疑 ×

秦忌寸田次

六人部連 □ ×

茨□□□得×

六人マ連×

河内□□□綱

高向調×

錦□□□□×

秦忌寸船×

高橋連稻×

勝部連□×

(切断)

注 ×は前後に文字の続くことが推定されるが、折損等により文字が失われているもの

□は欠損文字のうち字数が確認できるもの

□□は欠損文字のうち字数が確認できないもの

木簡にみえる「錦□□□□×」は「錦部毗登□□×」と判読できるが、「毗登」の姓の使用時期から、この木簡の作成年代は天平勝宝九年(七五七)から天平神護元年(七六五)までの間と推定される(前掲「河内国の歴名木簡」)。

木簡の作

木簡の形状は上下が欠損し、片端が切断されている。歴名の記載形式から、「河内国」とある

成目的

表の木簡に歴名を記載し、左右に一八〇度回転させて、さらに裏に連続して記載したものと思

われるので、表の「勝部連□□×」から裏の「今木連×」までの間に記載されていた歴名が欠落していることになる。いまそれが八位の有位者の歴名であるとすれば、この木簡は従六位上から始まり従八位上を含む、いずれも有位者の歴名であることになる。そのような帯位者を対象とする条文として、内六位以下八位以上

の嫡子（＝位子）の大舎人・使部・兵衛への出身方式を規定した養老軍防令内六位条が存在する。大宝軍防令でも同様であったと思われる（松本政春「大宝軍防令の復原的研究」『律令兵制史の研究』清文堂 二〇〇二年）。

式部省や兵部省は、当該条にもとづいて位子を簡試、あるいは試練するという業務を実施することが義務づけられており、その業務を遂行するためには、位子の父の帯位を確認しておくことが必要不可欠の前提作業となる。この木簡は、文武官の考課・選叙など人事を扱う式部省や兵部省が、位子の出身手続の一環としてその父の帯位と歴名を国毎に集約して記載する目的で作成したものと考えられる。宮城内にあった式部省や兵部省の推定される官衙の位置が、この木簡が出土した場所に近接している事実もそのことを想定させる。

なお推定された作成年代におさまる天平宝字五年（七六一）三月に、外六位以下の少領以上の嫡子が官人として仕えることが許可されている（『続日本紀』同月丙戌朔条）。郡領の最低の帯位が外従八位下であるので、外正六位上〜外従八位下の郡領がその対象となり、この措置は軍防令内六位条に准ずるものであったと考えられる。このような郡領の嫡子を対象とした人事政策を実施するにあたっては、外位の六位以下八位以上の帯位者歴名木簡（いわば郡領歴名木簡ともいうべきもの）が天平宝字五年（七六一）から新たに作成された可能性が高い。当該木簡では位階の上部が欠損しており、そこに「外」が記されていた可能性も否定できない。

そうであるならば、これは郡領歴名木簡そのものということになる（松本政春「河内国歴名木簡作成試論」『続日本紀研究』第三六一号 二〇〇六年）。

この歴名木簡には、本市域に関する氏族として「三嶋×」、「守□□□水□×」、「茨□□□得×」、および秦氏として「秦忌寸田次」、「秦忌寸船×」の計五名の名がみえる。

木簡にみ ます三嶋県主は三嶋(島)宿祢の旧姓であり、『新撰姓氏録』右京神別上に三嶋宿祢の本系がみえる氏族 える。『統日本紀』神護景雲三年二月辛酉条に、「撰津国嶋上郡人正六位上三嶋県主広調等」と

あり、三嶋氏は本来撰津国嶋上郡を本拠としていたが、嶋上郡と淀川を挟んで地を接している茨田郡か交野郡の地に移住した氏族であったと思われる。次に「守□□□水□×」は、「守部連」とみなすことができる。守部連の本系は、『新撰姓氏録』河内国神別にみえる。居住の地は不明であるが、延喜十七年(九一七)の文書に交野郡前擬大領守部平麻呂の名がみえるので(三卷一八二頁)、交野郡かその周辺を本拠地とした氏族であったと思われる。次に『新撰姓氏録』河内国皇別に茨田宿禰、河内国諸蕃に茨田勝の本系がそれぞれ記載されており、木簡の「茨」は茨田氏の人名であることは確実である。木簡の茨田氏は、写真による厳密な調査によると、字の間隔からして「茨□□得×」と読めるので、「茨田宿禰」のうち「田宿禰」の三字が入る余地はなく、「茨田勝」の「田勝」の二字が欠損しているとみるべきであり、また最下部の□は勝の字のようにも読みとれるので、茨田勝氏の一族の者であろう(前掲「河内国の歴名木簡」)。茨田勝の本系は『新撰姓氏録』河内国諸蕃の漢の項にみえ(三卷七八頁)、氏の名は仁徳朝に茨田邑の地を賜ったことに由来するとある。先述したように茨田屯倉の管理を職掌としていたのであれば、茨田邑の地は後の交野郡三宅郷をも含む地域であった可能性が高くなる(佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第五 吉川弘文館 一九八三年 四五九頁)。茨田勝氏の一族には、讃良郡大領として国司の推薦で外従五位下に叙せられた茨田勝男泉がいる(三卷八四頁)。最後に秦忌寸については、『新撰姓氏録』河内国諸蕃の漢の項にその本系がみえるが、秦氏で河内国茨田郡に居住していたことを示す史料は見出せない。ところで行基が建立した土塔の文字瓦には、茨田氏とともに

秦忌吉刀自をはじめとして八名の秦氏の名が見られるが（前掲『史跡 土塔―文字瓦聚成―』）、文字瓦に見える氏族の本拠地あるいは居住地には行基の足跡が残っていることが多いので、行基関連施設が濃密に分布する茨田郡内において、茨田郷には茨田氏が、また幡多郷には秦氏がそれぞれ居住していた可能性が高いであろう。文字瓦には、讚良郡の水宿（水宿祢）氏、交野郡の片野連氏など、秦氏の本拠地と考えられる茨田郡幡多郷近辺の氏族の名が見えていることもその傍証となろう。

第三節 奈良時代後半の北河内地域

一 政局の変化

孝謙天皇

天平二十一年（七四九）七月、聖武天皇は位を皇太子阿倍内親王に譲って上皇になり、皇太子が即位し（孝謙天皇）、年号は天平勝宝元年に改まった。内親王は光明皇后の所生で、弟の基王が亡くなったため、天平十年（七三八）内親王が立てられたのである。女性の皇太子は異例であったが、前年の天然痘流行により天皇の政治を支えた左大臣武智麻呂ら藤原四兄弟が相次いで没しており、不安にさられた天皇は光明皇后の意向もあつて立太子が実現したのであろう。

紫微中台

光明皇后は皇太后になり、皇后宮職は紫微中台に拡大改組され、長官の紫微令には皇太后の甥である大納言藤原仲麻呂が就任した。紫微は天帝や天子の宮殿の意味であるから、光明皇太后が事実上の天皇の地位にあり、孝謙天皇の治世は光明皇太后の治世であつたといえる。紫微令（のち紫